

# 郵政民営化法等改正法の成立

## — 郵政事業の見直しに決着 —

はしもと けんじ  
総務委員会調査室 橋本 賢治

### はじめに

第180回国会（常会）において「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下「郵政民営化法等改正法」という。）が成立したことにより、平成21年9月の鳩山内閣発足以来の懸案であった郵政事業の見直しが決着した。

本稿は、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」（衆第6号）（以下「郵政民営化法等改正法案」という。）について、提出の経緯、内容、主な論議等を整理するものである。整理に当たっては、第180回国会での論議にとどまらず、必要に応じて、これ以前に行われた郵政事業の見直し論議等についても触れることとする。

なお、郵政事業の見直しが一段落したことから、これまでの郵政民営化の動きを検証するための参考資料として文末に郵政民営化関連年表を掲載した。

### 1. 郵政民営化法等改正法案提出の経緯等

平成21年8月30日に執行された第45回衆議院議員総選挙において、民主党、社会民主党及び国民新党の3党は過半数の議席を獲得し、連立政権を樹立した。政権交代を実現した鳩山内閣は、選挙に臨んで掲げていた郵政事業の抜本の見直しを実現するため、「郵政改革の基本方針」を閣議決定し（同年10月20日）、郵政改革法案を取りまとめるまでの間、制度設計の支障とならないよう、当面の暫定的措置として<sup>1</sup>、郵政株式の処分の停止等を行うため、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」（以下「郵政株式処分停止法」という。）を制定した（同年12月4日）<sup>2</sup>。

次いで、政府・与党は郵政改革関係政策会議を中心に郵政改革について検討を行った結果、第174回国会（常会）において、政府は、郵政改革法案（閣法第61号）、日本郵政株式会社法案（閣法第62号）、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）を衆議院に提出した（平成22年4月30日）（以下、上記3法案を「174郵政改革関連3法案」<sup>3</sup>という。）。174郵政改革関連3法案は、5月31日に衆議院本会議で可決され、参議院に送付されたが、参議院では審議に入ることなく、第174回国会の閉会（6月16日）により審議未了・廃案となった。

その後、同年7月11日に執行された第22回参議院議員通常選挙の結果、衆議院と参議院において多数会派が異なる状況、いわゆる「ねじれ国会」が生じることとなった。

第176回国会（臨時会）において、政府は、郵政改革法案（閣法第1号）、日本郵政株式会社法案（閣法第2号）、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第3号）を衆議院に提出した（同年10月13日）（以下、上記3法案を「郵政改革関連3法案」という。）。これらは、法の施行期日を半年遅らせたこ

とを除き、174郵政改革関連3法案と同内容である。

この郵政改革関連3法案については、ねじれ国会において審議が進捗せず、第180回国会まで衆議院において継続審査手続がとられてきたため、郵政民営化の見直しが実現しない状況であった。その一方、郵政株式処分停止法（平成21年12月31日施行）により郵政株式の処分が停止された結果、郵政民営化の進行が中断しており、事業の方向性が定まらないという膠着状態の下における郵政事業の現状について各党間で懸念が広まっていた<sup>4</sup>。

また、第179回国会（臨時会）で成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下「復興財源確保法」という。）において、日本郵政株式会社の株式について経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする旨（附則第14条）定められているとおり、東日本大震災（平成23年3月11日発生）の復旧・復興のための財源の一つとして政府保有の日本郵政株式会社の株式の処分への期待が高まっていた<sup>5</sup>。

こうした状況の下において衆議院の郵政改革に関する特別委員会の理事（民主党・自由民主党・公明党）を中心として郵政改革関連3法案の修正協議が行われた結果、同3法案を取り下げ、現行の郵政民営化法等の一部改正により措置することが合意された。平成24年2月22日、公明党は、3党間の協議を踏まえた案を提示し、民主党は賛意を示した。しかし、この公明党案のうち、「日本郵政株式会社は、早期に、郵便貯金銀行・郵便保険会社の株式をできる限り多く処分するものとする」ことについて、自由民主党内には、現行の郵政民営化法による金融2社（郵便貯金銀行（商号は「株式会社ゆうちょ銀行」）と郵便保険会社（商号は「株式会社かんぽ生命保険」）の総称）の処分期限を維持すべきである等の反対意見があり、直ちには意見を集約するに至らなかった。その後、3月22日、自由民主党と公明党は、日本郵政株式会社保有の金融2社の株式は全て処分することを目指すとの修正を行うことで合意した。

同年3月30日、政府は、郵政改革関連3法案を撤回することを閣議決定し、衆議院の承諾を得た。同日、民主党・自由民主党・公明党の3党は郵政民営化法等改正法案を共同により衆議院に提出し、同法案は衆議院では郵政改革に関する特別委員会及び本会議において多数により可決され、参議院に送付された。同法案は参議院では総務委員会及び本会議において審議され、それぞれ多数により可決され、成立した（同年4月27日）。郵政民営化法等改正法は、同年5月8日に公布（平成24年法律第30号）され、同時に郵政株式処分停止法は廃止された。また、7月25日には、法律の施行期日を平成24年10月1日とする政令が制定された。この結果、政権交代後、特に郵政株式処分停止法成立後の約2年半の間続いてきた郵政事業をめぐる膠着状態は解消された。

なお、参議院では、第176回国会において郵政民営化を推進する立場から日本郵政株式会社及び金融2社の株式の処分の停止の解除等を目的として、みんなの党から参議院に提出され（平成22年11月19日）、継続審査となっていた「郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案」（第176回国会参第4号）も郵政民営化法等改正法案と一括して審議を行った。

## 2. 郵政民営化法等改正法の主な内容

以上の経緯から明らかなおりと、郵政民営化法等改正法案は、形式上は平成17年の第163回国会（特別会）で成立した郵政民営化関連法を改正するものであるが、政府提出の郵政改革関連3法案の修正協議の結果、提出された法案であることから、分社化の弊害の解消、金融のユニバーサルサービス<sup>6</sup>確保等、同関連3法案の内容も残されている。

郵政民営化法等改正法の主な内容は次のとおりである。

### ① 郵政民営化の目的の変更

郵政民営化の目的を「株式会社<sup>7</sup>に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすること」と改める。

### ② 経営形態の4社体制への再編

持株会社である日本郵政株式会社の下に3社体制（日本郵便株式会社（郵便局株式会社が郵便事業株式会社を吸収合併し、商号変更）、郵便貯金銀行、郵便保険会社）とする。

### ③ 金融のユニバーサルサービスの義務付け

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し、これまでの郵便業務に加え、貯金・保険の基本的サービスも郵便局において一体的に提供する責務を課す。このため、(i) 日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、(ii) 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な発揮、(iii) 政府が郵政事業に係る基本的役務の確保のために必要な措置を講ずることを規定する。

### ④ 金融2社の株式処分

日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式については、その全てを処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する。

### ⑤ 金融2社に対する新規業務規制

金融2社に対する新規業務については、引き続き内閣総理大臣及び総務大臣による認可制を基本とするが、両社の株式の2分の1以上を処分後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知を義務付けた上で、監督上の命令規定の対象とする。

### ⑥ 日本郵便株式会社に対する任意業務規制

日本郵便株式会社に対する任意業務規制については、総務大臣への届出制とし、金融2社と同様、同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務付ける。

ここで、郵政民営化関連法、郵政改革関連3法案及び郵政民営化法等改正法の主な内容を事項別に比較すると、表1のとおりである。

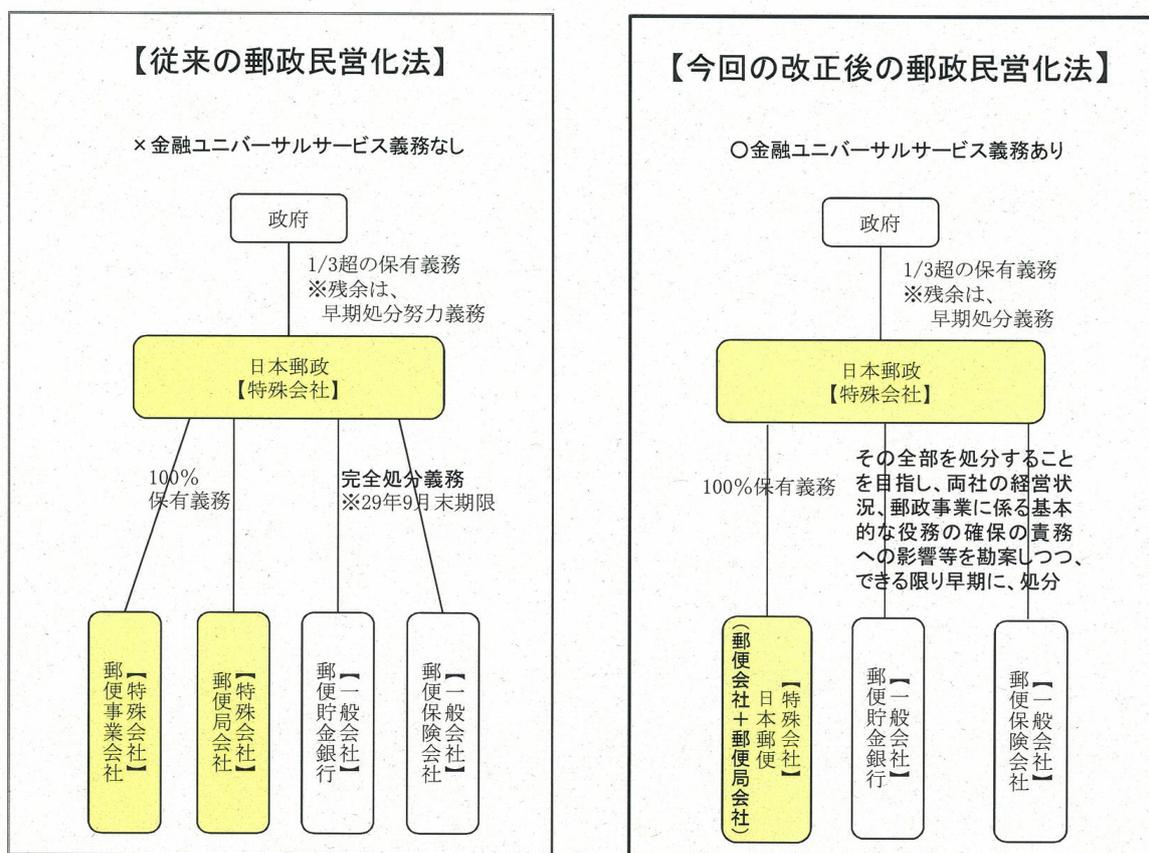
表1 郵政民営化法等改正法等の主な事項別比較

事項	郵政民営化関連法	郵政改革関連3法案	郵政民営化法等改正法
郵政民営化／郵政改革の定義	<郵政民営化>平成16年9月10日に閣議において決定された郵政に民営化の基本方針にて行われる改革	<郵政改革>郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保するための郵政事業の抜本的な改革	<郵政民営化>株式会社への的確に郵政事業の経営を行わせるための改革
経営形態	日本郵政株式会社(持株会社)の下に4事業会社(郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命)が設置される5社体制	日本郵政株式会社(平成24年4月に郵便事業株式会社と郵便局株式会社を吸収)の下に関連銀行(株式会社ゆうちょ銀行)と関連保険会社(株式会社かんぽ生命)が設置される3社体制	日本郵政株式会社(持株会社)の下に3事業会社(日本郵便株式会社(郵便局株式会社が郵便事業株式会社を吸収し、商号変更)、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命)が設置される4社体制
日本郵政株式会社への出資比率	政府は日本郵政株式会社の株式の3分の1超の保有を継続し、3分の2未満はできる限り早期に処分するよう努める	政府は日本郵政株式会社の総株主の議決権の3分の1超の議決権を常時保有	政府は日本郵政株式会社の株式の3分の1超の保有を継続し、3分の2未満はできる限り早期に処分する
金融2社への出資比率	日本郵政株式会社は金融2社の全株式を平成29年9月末までに処分	日本郵政株式会社は関連銀行(株式会社ゆうちょ銀行)と関連保険会社(株式会社かんぽ生命)の株式の3分の1超の保有を継続	日本郵政株式会社は金融2社の全株式処分を目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分
郵便局における金融のユニバーサルサービス	法的義務なし	日本郵政株式会社に対し法的義務付け	日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し法的義務付け
金融2社の新規業務規制	内閣総理大臣と総務大臣の認可制 郵政民営化委員会の意見聴取  ※金融2社株式の全株式処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定があったときは規制解除	内閣総理大臣と総務大臣への届出制 郵政改革推進委員会の意見具申  ※政府による日本郵政株式会社の持株比率と日本郵政株式会社による関連銀行(関連保険会社)の持株比率が共に2分の1となったときは規制解除	内閣総理大臣と総務大臣の認可制 郵政民営化委員会の意見聴取  日本郵政株式会社が金融2社の株式のうち2分の1以上処分後は届出制 郵政民営化委員会への通知等  ※金融2社株式の全株式処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定があったときは規制解除
郵便事業株式会社・郵便局株式会社等の新規業務規制	郵便事業株式会社は総務大臣の認可制 郵政民営化委員会の意見聴取 郵便局株式会社は総務大臣に届出 郵政民営化委員会への通知等	日本郵政株式会社は総務大臣への届出制	日本郵便株式会社は総務大臣への届出制 郵政民営化委員会への通知等
かんぽの宿等	平成24年9月末までに譲渡又は廃止	経営判断により保有可能	当分の間、運営又は管理可能
郵便貯金の預入限度額(政令事項)	1. 000万円 ※金融2社株式の全株式処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定があったときは規制解除	2. 000万円 ※法律成立後、政令改正予定 ※規制は恒久規制	当面は引き上げないとの発議者答弁(衆参附帯決議も同様) ※金融2社株式の全株式処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定があったときは規制解除
簡易生命保険の加入限度額(政令事項)	1. 300万円(一定の条件) ※金融2社株式の全株式処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定があったときは規制解除	2. 500万円(一定の条件) ※法律成立後、政令改正予定 ※規制は恒久規制	当面は引き上げないとの発議者答弁(衆参附帯決議も同様) ※金融2社株式の全株式処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定があったときは規制解除

(出所) 各種資料より作成

また、現行の5社体制から4社体制への日本郵政グループの経営形態の再編成を図示すると、図1のとおりである。

図1 日本郵政グループの再編成



(出所) 郵政民営化委員会第76回(平成24年5月9日)資料を表題修正

### 3. 主な国会論議等

郵政民営化法等改正法案を始め、郵政事業の見直しについての主な国会論議等をまとめると、次のとおりである。

#### (1) 経営形態の再編による分社化の弊害解消

日本郵政公社(以下「公社」という。)が民営・分社化されたことにより、①総合担務<sup>7</sup>が廃止され、また郵便事業株式会社は金融2社の業務委託を受けていないことにより、配達途中の郵便集配社員に貯金の依頼等ができなくなったこと、②郵便物の不着申告について郵便局に問い合わせても、配達を行っているのは郵便事業株式会社であるため、要領を得ないこと、③運送事業の登録を受けていない郵便局株式会社の社員は小包の集荷ができず、機動的な集荷サービスが期待できなくなったこと等、郵便局における一元的対応が損なわれた事態が生じている。こうした事態に対しては、郵便局株式会社等により一定の措置<sup>8</sup>がとられてきたが、より抜本的な解決策として郵便事業株式会社と郵便局株式会社の合併が行われることとなった(郵政民営化法第6条の2)。

また、川端達夫総務大臣から、両社の合併により共通部門の重複解消等が図られ、年度ベースで約520億円程度の統合効果があるとの答弁があった<sup>9</sup>。その他の合併効果として、①組織、人事の非効率、②指揮命令系統の複雑化による会社間調整の発生、③意思決定の遅れ等について、早期の解消が可能となることが挙げられた<sup>10</sup>。

なお、公社時代、総合担務制度を行っていたのは、全集配局4,695局のうち3,683局であり、具体的な件数についての統計はないとの答弁があった<sup>11</sup>。

## (2) 日本郵政株式会社及び金融2社の株式の処分等

### ア 日本郵政株式会社の株式の処分

政府は、現在、日本郵政株式会社の全株式を保有しているが、3分の1超の保有<sup>12</sup>を継続するものの、それ以外の株式について、現行法では早期処分努力義務とされているが、早期処分義務に改められた（日本郵政株式会社法附則第3条）。

現在、政府保有の日本郵政株式会社の株式の36%は一般会計に、64%は国債整理基金特別会計に所属している<sup>13</sup>が、この特別会計所属分について復興財源確保法附則第14条により、日本郵政株式会社の株式はできる限り早期に処分し、東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされている。自見庄三郎郵政改革担当・金融担当大臣（当時）から、政府は、日本郵政株式会社の経営状況、収益の見通し等を注視しつつ株式処分の在り方を検討していく旨の見通しが述べられた<sup>14</sup>。また、日本郵政株式会社の株式の処分に当たっては、国民全てが平等に購入できる株式上場の形を取ることが重要であるとの答弁が川端総務大臣からあった<sup>15</sup>。

さらに、委員から、株式公開の国民的意義に鑑み、地方公共団体、年金基金など、公的機関が適切な比率を保有するよう誘導し、会社の全国民的な運営と監視を保障すること等の提言があった<sup>16</sup>。

株式の売却見込額について、自見大臣から、現時点で見積もることは困難であるが、日本郵政株式会社の連結純資産額をベースに3分の2を売却するとして機械的に算出すると6.8兆円の売却益になるとの試算が示された<sup>17</sup>。

なお、郵政株式処分停止法による民営化の遅れに伴い、PBR（price book-value ratio 株価純資産倍率<sup>18</sup>）が下がり、株式を売却するタイミングを逸したことにより郵政民営化のメリットを著しく損ねたとの指摘があった<sup>19</sup>。

### イ 金融2社の株式の処分等

日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式について、できる限り早期に全株式の処分を目指すこととされた（郵政民営化法第7条第2項）。しかし、現行法に定める処分期限（平成29年9月30日）については、発議者から、日本郵政株式会社の経営判断に一定の制約を加えることになり、ユニバーサルサービスの確保と両立させることは難しいことから廃止するとの説明があった<sup>20</sup>。また、「できる限り早期に」という期限について、3年以内、5年以内といった具体的な時期のイメージは、明確には示されなかった<sup>21</sup>。

このため、民営化推進派からは、期限廃止により処分がいつ完了するか不明であり、

完全民営化が達成しないのではないかとの懸念が示されている<sup>22</sup>。

なお、銀行法及び保険業法には金融持株会社に関する規定があり、金融持株会社は金融機関の経営管理以外の業務を行えないことになっている。しかし、郵便事業の経営管理を行う日本郵政株式会社に対しては、特例が設けられている（郵政民営化法第64条等）。商法や独占禁止法上、子会社とは親会社による持株比率が2分の1以上の会社であり、日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した時点で特例はなくなる。その結果、金融2社だけでなく、日本郵政株式会社自身も相互に独立性・自主性が相当程度確保されるとの見解が発議者から示された<sup>23</sup>。

一方、金融2社に対する上乗せ規制がなくなり、完全民営化が実現するのは、金融2社の全株式処分が行われる場合以外にも、日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、その旨の決定（民有民営の実現の決定）を行う場合がある（郵政民営化法第105条第1項、第135条第1項）。その民有民営の実現の決定を行う際の基準について、川端総務大臣から、金融システム全体への影響、日本郵政株式会社が保有する金融2社の議決権の割合、金融2社が受託している民営化前の郵便貯金及び簡易生命保険の残存状況、日本郵政グループ各社の自立状況、日本郵便株式会社と金融2社の関係等を総合的に判断するとの見解が表明された<sup>24</sup>。

この結果、「移行期間」の意義について現行法の「平成19年10月1日から平成29年9月30日までの期間」（改正前の郵政民営化法第7条第2項）が「第104条に規定する日又は第134条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間」（改正後の郵政民営化法第8条）と改められることとなった。「第104条に規定する日」とは、郵便貯金銀行の全株式を処分した日又は内閣総理大臣及び総務大臣が郵便貯金銀行について民有民営の実現を決定した日のいずれか早い日のことであり、「第134条に規定する日」とは、郵便保険会社の全株式を処分した日又は内閣総理大臣及び総務大臣が郵便保険会社について民有民営の実現を決定した日のいずれか早い日のことである。

### （3）金融のユニバーサルサービス確保についての法律による義務付け

#### ア 金融のユニバーサルサービスの重要性と郵政民営化関連法による確保策についての懸念

衆議院の郵政改革に関する特別委員会に参考人として出席した坂本義次東京都西多摩郡檜原村長は、①要望しても過疎地には民間の金融機関の支店等は設置される状況ではないこと、②現在、郵便局以外の金融機関が存在しない自治体が23町村あることを述べた<sup>25</sup>。

こうした金融過疎<sup>26</sup>が生じている状況において、金融のユニバーサルサービスの重要性については、第162回国会（常会）及び第163回国会における郵政民営化関連法案の審議の際にも、当時の政府（自由民主党及び公明党の連立政権）は尊重する意向を示していた。そのため、法律による義務付けこそしないものの、次のような制度設計により、

移行期間終了（平成29年9月30日）後も金融のユニバーサルサービスは保証されると答弁していた。①金融2社は基本的に直営店を持たないというビジネスモデルであり、新たに直営店を設置するには膨大なコストが掛かることから、郵便局株式会社への業務委託を引き続き行うと想定されること、②過疎地等で金融サービスが提供できない場合に備えて、政府は、金融2社の株式の売却益等を原資として日本郵政株式会社に社会・地域貢献基金を設け（日本郵政株式会社法第13条）、その運用益で郵便局株式会社に地域貢献資金を交付し、金融サービスを確保すること、③株式の持ち合いを通じたグループとしての一体経営を可能とすることである<sup>27</sup>。

しかし、これらの制度設計については次のような問題点が指摘されていた。

まず、社会・地域貢献基金については、①個々の郵便局の収支が赤字というだけでは発動できず、郵便局株式会社自体の経営状況が極めて悪化している場合等の厳しい発動条件が課されており、極めて利用しづらい制度であるため、実効性に疑問がある、②積立原資が金融2社の株式処分益の80%及び日本郵政株式会社の純利益の10%とされているが、（特に昨今の経済状況の中）2兆円<sup>28</sup>の積立は可能か、必要資金に足る運用益が得られるか懸念があるということから、使い勝手が悪いと指摘された<sup>29</sup>。

また、グループとしての一体経営についても、平成20年用の年賀はがきをめぐる郵便事業株式会社と郵便局株式会社の販売競争、平成20年2月にゆうちょ銀行が郵便局向け冊子の送付について郵便事業株式会社を利用せず、ヤマト運輸株式会社を利用したこと等にみられるとおり、必ずしも担保となるものではない。

さらに、金融2社について、法案審議時の政府答弁と異なり、民営化当初から直営店（ゆうちょ銀行は233支店、かんぽ生命は81支社）を設置するというビジネスモデルとなったことが挙げられる。これは、直営店なればこそ顧客のニーズ等をビビッドに把握し、本部にきちんと早く伝えることができるとの考えから、西川善文日本郵政株式会社社長（当時）（元三井住友銀行頭取）が発案したものである<sup>30</sup>。直営店の設置は、銀行経営等の観点からは当然のことかもしれないが<sup>31</sup>、郵政民営化関連法案の審議時に竹中平蔵郵政民営化担当大臣（当時）等から示された「郵便貯金銀行というのは窓口を持たない非常に特殊な銀行だ」<sup>32</sup>、「郵便貯金銀行、郵便保険会社というのは、設立の時点では少なくとも自身の営業店舗を持たない」<sup>33</sup>というビジネスモデルとは明らかに異なるものである。ビジネスモデルの変更により、移行期間終了後において金融2社は直営店のみで営業する可能性が高くなる、少なくとも採算性の低い郵便局へは業務委託しなくなる可能性が高くなると考えられる。なぜなら、直営店で営業する場合と異なり、郵便局株式会社に業務委託する場合は、委託手数料及びこれに対する消費税が必要となるからである。これを「ゆゆしき事態」と指摘する意見もある<sup>34</sup>。

他方、金融2社からの業務委託がなくなれば、営業収益の83.0%（平成24年3月末現在）を金融2社からの業務委託手数料が占める郵便局株式会社の経営に影響を与え、郵便局ネットワークの維持も困難になることが懸念された<sup>35</sup>。

以上のような指摘について、発議者から、郵政民営化後、金融のユニバーサルサービス維持について現行法のままでは懸念が生じたことは間違いのない事実である<sup>36</sup>との認

識が示され、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社に金融のユニバーサルサービスを提供する法律上の責務を課すことにより、将来、金融2社の全ての株式が処分された場合であっても、金融のユニバーサルサービスの提供をしっかりと確保することとしている<sup>37</sup>との説明があった。

なお、174郵政改革関連3法案審議時において原口一博総務大臣（当時）は、一部の人が金融の決済権を持つと社会は弱くなるので、全ての人に金融の社会権を保障する「金融社会権」という考えに基づき、改革を進めている旨述べた<sup>38</sup>。

## イ 金融のユニバーサルサービス確保の仕組み

### （ア）金融のユニバーサルサービス確保に関する法的仕組み

郵政民営化法等改正法は、郵便局における金融のユニバーサルサービスを確保するため、次の措置をとることとしている。

- ① 特殊会社である日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に金融のユニバーサルサービスを義務付ける（郵政民営化法第7条の2、日本郵政株式会社法第5条、日本郵便株式会社法第5条）。飽くまでも郵便貯金銀行は銀行法、郵便保険会社は保険業法に基づく一般会社であるとの位置付けであり、両社に対してはユニバーサルサービスを義務付けていない。
- ② 日本郵便株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営む（日本郵便株式会社法第1条）。「銀行窓口業務」とは、日本郵便株式会社と銀行窓口業務契約を締結する銀行（「関連銀行」という。）を所属銀行として営む銀行代理業務をいう（日本郵便株式会社法第2条第2項）。「保険窓口業務」とは、日本郵便株式会社と保険窓口業務契約を締結する生命保険会社（「関連保険会社」という。）を所属保険会社として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行をいう（日本郵便株式会社法第2条第3項）。日本郵便株式会社は固有の金融業務を行う権能を持っていないことから、このような仕組みにしたと考えられる。

また、法律上は郵便貯金銀行以外の銀行が関連銀行になること、郵便保険会社以外の生命保険会社が関連保険会社になることは否定されていないが、本法律の施行当初は郵便貯金銀行が関連銀行になり、郵便保険会社が関連保険会社になる（郵政民営化法第176条の4第6項）。ただし、相互会社<sup>39</sup>形態をとる生命保険会社（日本生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社等）は関連保険会社にはなれない（日本郵便株式会社法第2条第3項）。

- ③ 日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社の全株式を保有し、日本郵便株式会社の経営管理、業務支援を行う（日本郵政株式会社法第1条、第4条）。そこで、日本郵便株式会社の銀行窓口業務・保険窓口業務が適切に行われるように経営管理や定款の変更等に関与する。また、金融2社について、株主としての立場から銀行、保険会社として日本郵便株式会社に対する業務委託が適切に行われるように、必要な株主権の行使（例、金融のユニバーサルサービスを定めた定款の維持）を行う<sup>40</sup>。

- ④ 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の責務（郵政事業に係る基本的な役務の確保）等の履行の確保が図られるよう、政府は必要な措置を講ずるものとされている（郵政民営化法第7条の3）。金融のユニバーサルサービス維持の具体的な方策は、日本郵政株式会社の責任と経営判断において検討するが、それだけで十分担保できるか不明であることから、政府も必要な措置を講ずるものと規定した<sup>41</sup>。この必要な措置の中には、郵政民営化関連法に基づく制度整備、監督などを含んでおり、政府の日本郵政株式会社に対する資金負担が否定されるものではない<sup>42</sup>。
- ⑤ 金融のユニバーサルサービス確保のための総務省の役割について、（i）日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画の認可の審査（日本郵政株式会社法第10条、日本郵便株式会社法第10条）、（ii）日本郵便株式会社の銀行窓口業務委託契約及び保険窓口業務委託契約並びに郵便局の設置にかかわる届出の確認（日本郵便株式会社法第7条）、（iii）事業計画の認可（日本郵政株式会社法第10条、日本郵便株式会社法第10条）、（iv）監督上の大臣命令（日本郵政株式会社法第14条、日本郵便株式会社法第15条第2項）が挙げられた<sup>43</sup>。
- ⑥ 郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務を新たに設けたこと及び商号変更を受け、郵便局の定義を「郵便局株式会社の「営業所であって、郵便窓口業務を行うもの」（郵便局株式会社法第2条第2項）から「日本郵便株式会社の「営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うもの」（日本郵便株式会社法第2条第4項）と改める<sup>44</sup>。

#### （イ）金融のユニバーサルサービスの内容

郵便局において提供される金融のユニバーサルサービスの内容は、「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務」（郵政民営化法第7条の2）である。発議者からは、具体的な役務の範囲は今後総務省令で定める予定であるが、①その業務の多さ、②国民生活に密着していることが基本的な考え方であり、銀行代理業では預金の受入れ、為替、振替、保険に関しては、生命保険、終身保険や養老保険の募集、保険金の支払事務が挙げられた。しかし、国債や投資信託の販売、年金保険の支払、第三分野の保険<sup>45</sup>は、ユニバーサルサービスの対象外となるとの見解が示された<sup>46</sup>。

その後、平成24年7月30日には、銀行窓口業務等の具体的な内容を定めた「日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令」及び簡易な貯蓄等の役務のうち国民生活に定着しているものに係る総務省告示が定められた。同告示では、①通常貯金、定額貯金（自動積立定額貯金等を除く。）及び定期貯金（ニュー福祉定期貯金等を除く。）の受入れ、②為替、払込み及び振替、③普通終身保険等の募集、④満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理が示されている。

#### （ウ）金融のユニバーサルサービスのコスト負担

発議者からは、金融のユニバーサルサービスのコストは、日本郵政株式会社、日本郵

便株式会社、金融2社がグループ全体として負担することになるとの答弁があった<sup>47</sup>。

金融2社が日本郵便株式会社に支払う業務委託手数料は、事務費用、営業戦略等を勘案して算定されるが<sup>48</sup>、手数料水準について意見が相違した場合は、日本郵政株式会社が対応することになる<sup>49</sup>。また、①銀行・保険窓口業務契約の届出制、②日本郵便株式会社の事業計画の認可制を通じて委託手数料が適切か否か総務省がチェックする仕組みを講じている<sup>50</sup>。

### (エ) 社会・地域貢献基金の廃止

発議者から、①日本郵政株式会社と日本郵便株式会社に金融のユニバーサルサービスを義務付けたので、金融サービス等のための地域貢献業務に対する資金の交付は不要となることから、社会・地域貢献基金を廃止することにした、②積立金は本法律施行の日の年度において益金として取り扱い、納税後、日本郵政株式会社において事業資金として自由に使えることになるとの説明があった<sup>51</sup>。

積立金は、民営化後4年半で602億円余（平成24年3月末現在）であり、これは法律上義務付けられている1兆円に対し約6.0%にとどまっている。

なお、社会・地域貢献基金は、社会貢献業務（第三種郵便物等）に対しても資金を交付することとなっているが、これについて郵便事業株式会社が資金の交付を受けなく、経営努力により実施してきたことと同様に、日本郵便株式会社の経営努力により実施を期待するとの政府答弁があった<sup>52</sup>。

## ウ 金融のユニバーサルサービス確保をめぐる論議

### (ア) 金融2社の全株式処分を「目指し」の意味

前述のとおり、公明党案の「日本郵政株式会社は、早期に、郵便貯金銀行・郵便保険会社の株式をできる限り多く処分するものとする」との規定は、自由民主党との調整の結果、「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、(略)、できる限り早期に、処分するものとする」と修正された（郵政民営化法第7条第2項）。この「目指し」の意味について、松下忠洋郵政

表2 「目指し」を含んだ主な立法例

法律名	条 文
東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）	第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 一 未曾有の災害により、(略)、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。
がん対策基本法（平成18年法律第98号）	第2条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 がんの克服を目指し、(略) 総合的な研究を推進するとともに、(略) 発展させること。
総合法律支援法（平成16年法律第74号）	第2条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、(略) サービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

(出所) 長谷川憲正『郵便局の復活～郵政見直し法の正しい読み方～』（株式会社通信文化新報 平成24年5月）18頁以下を参照して作成

民営化担当大臣から、「目指す」とは、文字どおり金融 2 社の株式全部を処分することを目標とするとの意味である旨の答弁があった<sup>53</sup>。

また、「目指し」を含んだ主な立法例は、表 2 のとおりである。

#### (イ) 金融 2 社の全株式処分と金融のユニバーサルサービス確保との関係

郵政改革関連 3 法案では、金融のユニバーサルサービスを確保するため、株主総会で特別決議、例えば、定款変更を行うことを阻止することが可能となるよう、日本郵政株式会社が関連銀行（郵便貯金銀行）・関連保険会社（郵便保険会社）の株式の 3 分の 1 超を保有し続ける仕組みとなっていた（郵政改革法案第 7 条、日本郵政株式会社法案第 8 条）<sup>54</sup>。しかし、本法律では「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする」と規定されている（郵政民営化法第 7 条第 2 項）。これにより、日本郵政株式会社が金融 2 社の全株式を処分した場合、金融のユニバーサルサービスが確保されなくなるのではないかとの懸念が表明された<sup>55</sup>。

この懸念に対し、発議者から、金融 2 社の株式処分については、一義的には日本郵政株式会社の経営判断によるが、その際に考慮事項として想定されることは、①金融 2 社の経営状況やその後の経営見通し、②金融のユニバーサルサービス確保の見通し、③株式市場の動向、④政府による日本郵政株式会社の株式処分の動向、⑤日本郵政株式会社や日本郵便株式会社の経営状況であり<sup>56</sup>、金融のユニバーサルサービスの確保に支障がないように株式を処分しなければならないことが示された<sup>57</sup>。また、日本郵政株式会社は金融 2 社の株式の処分の時期・量などについて特殊会社として一定の説明責任が求められるとの答弁があった<sup>58</sup>。金融 2 社の全株式処分が想定される場合として、発議者から、①金融 2 社以外の銀行及び保険会社を関連銀行・関連保険会社とする場合、②金融 2 社の新たな株主が日本郵政株式会社の出資を受けた関連会社である場合など、金融のユニバーサルサービスの責務を果たす上で支障がないと日本郵政株式会社が判断し得る場合が挙げられた<sup>59</sup>。

これに関し、①日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の関連会社が金融 2 社の株式を 3 分の 1 超保有することにより金融のユニバーサルサービスを確保することも可能である<sup>60</sup>、②日本郵政株式会社が処分した金融 2 社の全株式を日本郵便株式会社が取得することも可能であるとの答弁が発議者からあった<sup>61</sup>。

また、金融 2 社の株式の処分に当たっては、国民全てが平等に購入できる株式上場の形をとることが重要であり、グループ内の株式持ち合い、日本郵政株式会社が日本郵便株式会社に金融 2 社の株式を市場を通さず、直接相対で譲渡するようなことは脱法的な行為であり、適切ではないとの見解が川端総務大臣から示された<sup>62</sup>。しかし、上場後においては、金融 2 社の株式について金融のユニバーサルサービスの責務の履行を果たすため、相対で処分することはあり得るとの答弁が発議者からあった<sup>63</sup>。

次に、日本郵政株式会社が金融 2 社の株式を 2 分の 1 処分した段階で金融 2 社は届出

制により新規業務を開始できることから、それ以上株式処分するインセンティブがなくなるのではないかととの質疑に対しては、発議者から、そのような事態は想定していないとの答弁があった<sup>64</sup>。

さらに、今後の株式売却の見通し等について、齋藤次郎日本郵政株式会社社長は、政府と相談の上、株式売却のための工程表作成、株式上場のための中期ビジョン・中期経営計画の策定が課題である旨述べた<sup>65</sup>。

#### (ウ) 諸外国における金融のユニバーサルサービスの状況

貯金及び生命保険のユニバーサルサービスを義務付けている国について、政府から「現時点で承知している限りでは、世界各国において、銀行業務及び保険業務でユニバーサルサービスが法律上義務付けられている例はない」との答弁があった<sup>66</sup>。

### (4) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

#### ア 「暗黙の政府保証」による民業圧迫の有無

「暗黙の政府保証」について、明確な定義はないが、一般的には金融2社に預け入れられた貯金、加入した保険等について法律等による明示的な政府保証はないものの、政府が日本郵政株式会社を経由して間接的に金融2社に出資していることから、政府は金融2社の貯金等を最終的には保証しているとの期待を利用者に抱かせていることを指すと考えられる<sup>67</sup>。

民間金融機関（全国銀行協会、生命保険協会等）は、金融機関にとって信用が最重要であり、金融2社は「暗黙の政府保証」により、民間金融機関の経営を圧迫していると主張している<sup>68</sup>。具体的には、ゆうちょ銀行の貸出事業参入が脅威となるとの指摘があった<sup>69</sup>。また、生命保険会社の営業職員等にとっては、かんぽ生命の持つ信用力が脅威であり、現場で顧客と相対している場合、かんぽ生命に負けてしまうという事実があるとの見解が述べられた<sup>70</sup>。

これに対し、政府は、「暗黙の政府保証」は存在しないとの立場を改めて示した<sup>71</sup>。その理由として、①リーマン・ショック時においてもゆうちょ銀行の貯金残高は増えていないこと<sup>72</sup>、②ゆうちょ銀行は約1,000億円の預金保険料等を払っていること<sup>73</sup>、③旧政権下における郵政民営化委員会（第23回）（平成19年4月3日）における田中直毅委員長（当時）の「暗黙の政府保証なるものは存在しない」との発言<sup>74</sup>が挙げられた。

#### イ 対等な競争条件の確保のための法律の仕組み

金融2社には、間接的に政府出資があること、その規模が巨大であること（預金残高に関してゆうちょ銀行が175.6兆円（平成24年3月末現在）であるのに対し、三菱東京UFJ銀行は106.7兆円（平成24年3月末現在）、総資産に関してかんぽ生命が93.6兆円（平成24年3月末現在）に対し、日本生命保険は51.0兆円（平成24年3月末現在））等から、他の民間企業との対等な競争条件の確保が必要とされてきた。そのため、金融2社は業法（銀行法、保険業法）の規制に加え、郵政民営化法による上乗せ規制が課せ

られている。

金融2社の新規業務については、現行法では認可制であるが、これについて日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した後は、届出制に規制を緩和することとされている（郵政民営化法第110条の2第1項、第138条の2第1項）。この規制緩和に対し、全国銀行協会から、一定の政府関与が残されたままで届出制に移行すると、他の民間金融機関との適正な競争関係が担保されず、ゆうちょ銀行の業務範囲拡大が民業の圧迫につながるのではないかとの懸念が示された<sup>75</sup>。しかし、自見大臣から、これは、単なる届出ではなく、①同業他社への配慮義務（同法第110条の2第2項等）、②郵政民営化委員会への通知（同法第110条の2第3項等）、③必要に応じて、郵政民営化委員会から関係大臣への意見具申（同法第19条第1項第2号）、④監督上の大臣命令（同法第119条第1項等）があるとの答弁があった<sup>76</sup>。また、郵政民営化委員会から意見があった場合、相当の理由がないにもかかわらず、これを考慮しないという事態はないと自見大臣は答弁した<sup>77</sup>。

この郵政民営化委員会に対し、全国銀行協会は、①公正な競争条件の確保、②新規事業による郵便貯金の肥大化の阻止、③利用者の利便性・安全の確保に関する機能を果たすことについての期待を表明した<sup>78</sup>。

一方、発議者からは、新規業務に関する規定が競争制限的に運用されることは郵政民営化法の基本理念に反するとの答弁があった<sup>79</sup>。

その後、平成24年5月8日に郵政民営化委員会の新委員が任命された。8月6日には、法改正を踏まえた「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」が同委員会（委員長：西室泰三株式会社東芝相談役）に提示され、検討が行われている。この所見案は、金融2社の民営化を推進することの意義と新規業務の位置付けに関する認識、移行期間における新規業務に関する調査審議の考え方等を再点検し、取りまとめたものであり、当面の対応として、新規業務開始のタイミングについて金融2社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他の金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない旨述べられている。これは、3月7日に同委員会が「現在のように株式売却の凍結の状況のまま、完全民営化に至る筋道が成り立たない状況下では、新規の商品・サービスを認める根拠は消滅した」<sup>80</sup>との見解を示したことと比較し、状況が大きく変化したと言えよう。

## ウ 預入限度額等の引上げ

全国銀行協会、生命保険協会等は政府出資が残る間は預入限度額及び加入限度額を維持することを要望していた<sup>81</sup>。これに関しては3党間の合意、発議者答弁<sup>82</sup>、自見大臣答弁<sup>83</sup>、衆参の附帯決議のいずれにおいても、預入限度額等の引上げは当面行わないとされている。

しかし、将来、この問題が取り上げられた際の検討の参考に資するため、第174回国会における預入限度額等の引上げについての論議をまとめると、次のとおりである。

預入限度額等の引上げについては、閣内で意見の対立があったが、平成22年3月30日、

鳩山由紀夫内閣総理大臣（当時）の判断により、郵便貯金の預入限度額の1,000万円から2,000万円への引上げ及び簡易生命保険の加入限度額の1,300万円（一定の条件）<sup>84</sup>から2,500万円（一定の条件）への引上げ方針が決定された。この方針については郵政改革関連3法案の可決・成立後、政令改正により実施することが予定されていた。

郵便貯金銀行の預入限度額引上げの趣旨について、政府から、郵便貯金銀行は銀行法等の業法が適用される一般の株式会社であるとともに、郵便貯金銀行の預金残高がここ数年急激に減少していることから、国民の貯蓄動向、国民の利便性、郵政事業の経営状況等を勘案しつつ、地域金融機関等への影響も考慮し、郵便貯金銀行と同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性が保たれるよう総合的に判断して預入限度額を引き上げることとしたものであるとの説明があった<sup>85</sup>。

また、大塚耕平内閣府副大臣（当時）から、「必ずしも経営を改善させるために引上げ方針を決めたのではない。郵便貯金は平成3年から19年間、簡易保険は昭和62年から22年間据え置かれている現状であり、ユーザーである国民の金融資産の増加状況等を勘案して決定した」との答弁があった<sup>86</sup>。さらに、亀井静香郵政改革担当大臣（当時）からは、「民間金融機関は青天井である一方、一般の金融機関に課さないユニバーサルサービス義務を日本郵政株式会社に課すのだから、預入限度額を1,000万円に縛っておくのは無理である」との見解が示された<sup>87</sup>。

#### （5）日本郵政グループの経営状況

日本郵政グループの決算の状況は表3のとおりである。

また、表3を基に、郵便局株式会社が郵便事業株式会社を合併し、商号を日本郵便株式会社と変更した場合の決算について、合併による間接費の削減等を考慮せず、機械的に両社の決算を合算した試算結果は、表4のとおりである。

これによれば、平成23年度決算は赤字を解消し、間接費の削減等（毎年度約520億円）を考慮すると、黒字額は更に増加すると考えられる。ただし、松下大臣からは、郵便事業については、他の事業からの不当な利益補填、赤字の埋め合わせはできないとの発言があった<sup>88</sup>。

今後の経営ビジョンとして、齋藤日本郵政株式会社社長から、①会社統合のメリットを最大限発揮し、分社化の弊害を解消する、②三事業の一体的提供が可能となるような体制を整備する、③株式処分に取り組むことが示された<sup>89</sup>。また、経営陣について、民間的な経営に秀でた者が登用されることは望ましいとの答弁が川端総務大臣からあった<sup>90</sup>。

そのほか、日本郵政グループの経営に関して、①平成24年度税制改正大綱において引き続き検討を行うとされた金融2社から郵便局株式会社への業務委託手数料に対する消費税（平成23年度で約501億円）の非課税化は困難であること（五十嵐文彦財務副大臣）<sup>91</sup>、②かんぽの宿等の経営については、会社の経営判断に委ねること（発議者）<sup>92</sup>、③旧東京中央郵便局敷地に建設されるJPタワーには郵便局のほか、国際カンファレンスセンター、国際的な学術・文化の総合ミュージアム等を設置し、地域・社会に貢献する施設とすること（斎尾親徳日本郵政株式会社専務執行役）<sup>93</sup>等の答弁があった。

表3 日本郵政グループの決算（平成19年度～平成23年度）

平成19年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	㈱ゆうちょ銀行 (単体)	㈱かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	10兆0,979億円	1,371億円	1兆0,683億円	6,343億円	1兆3,289億円	7兆6,868億円
経常利益	4,387億円	378億円	1,137億円	185億円	2,561億円	119億円
当期純利益	2,772億円	425億円	694億円	46億円	1,521億円	76億円
平成20年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	㈱ゆうちょ銀行 (単体)	㈱かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	19兆9,617億円	3,071億円	1兆8,874億円	1兆3,261億円	2兆4,885億円	15兆5,337億円
経常利益	8,305億円	1,099億円	589億円	838億円	3,852億円	2,142億円
当期純利益	4,227億円	1,090億円	298億円	408億円	2,293億円	383億円
平成21年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	㈱ゆうちょ銀行 (単体)	㈱かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	18兆7,736億円	3,211億円	1兆8,350億円	1兆2,937億円	2兆2,079億円	14兆5,916億円
経常利益	1兆0,072億円	1,471億円	569億円	624億円	4,942億円	3,796億円
当期純利益	4,502億円	1,453億円	▲474億円	329億円	2,967億円	701億円
平成22年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	㈱ゆうちょ銀行 (単体)	㈱かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	17兆4,689億円	3,093億円	1兆8,032億円	1兆2,849億円	2兆2,053億円	13兆3,754億円
経常利益	9,569億円	1,434億円	▲890億円	582億円	5,265億円	4,222億円
当期純利益	4,189億円	1,536億円	▲354億円	306億円	3,163億円	772億円
平成23年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	㈱ゆうちょ銀行 (単体)	㈱かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	16兆6,614億円	2,911億円	1兆7,872億円	1兆2,362億円	2兆2,345億円	12兆5,386億円
経常利益	1兆1,768億円	1,357億円	▲100億円	427億円	5,762億円	5,313億円
当期純利益	4,689億円	1,514億円	▲45億円	188億円	3,348億円	677億円

注1 ▲は赤字を示す。

注2 連結決算の数字は5社以外の会社の数字を含むことから、合計は一致しない。

注3 平成19年度決算は平成19年10月1日から平成20年3月31日までの半年決算である。

注4 平成23年度決算のうち、日本郵政グループ(連結合計)の当期純利益は税制改正に伴う繰延税金資産の取り崩し等による影響(▲330億円)がある。

(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

表4 日本郵便株式会社についての決算の試算結果  
(平成19年度～平成23年度)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	1兆7,026億円	3兆2,135億円	3兆1,287億円	3兆0,881億円	3兆0,234億円
経常利益	1,322億円	1,427億円	1,193億円	▲308億円	327億円
当期純利益	740億円	706億円	▲145億円	▲48億円	143億円

注1 ▲は赤字を示す。

注2 平成19年度決算は平成19年10月1日から平成20年3月31日までの半年決算である。

(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

こうした日本郵政グループの事業を支える郵政労働者に関しては、平成12年以降、現在まで、郵政事業の経営形態が、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社、民営化した日本郵政グループと変更されてきたことに対し、日本郵政グループ労働組合は、度重なる経営形態の変更によって、業務は混乱し、社員の気力・忍耐力も限界に近付いている旨の意見を述べた<sup>94</sup>。また、郵便事業株式会社を黒字基調に回復させるため、平成23年度において日本郵政グループ社員の賞与支給率引下げ（4.3か月から3.0か月へ1.3か月減）も実施された。さらに、社員の約半数を占める非正規社員（約20万人）<sup>95</sup>を抱える日本郵政グループは、雇用の確保<sup>96</sup>、非正規社員の正社員化<sup>97</sup>という問題を抱えている。

これらの問題に対し、齋藤日本郵政株式会社社長等から、①今後とも、会社の経営状況を踏まえつつ、非正規社員の処遇改善に努めていきたい、②業務量に応じた要員の適正配置の取組についてもその一環として関係法令を遵守しながら取り組んでいる<sup>98</sup>、③頑張った社員が報われるような人事給与体系に改める<sup>99</sup>等の発言があった。自見大臣からも、日本郵政グループにおいて非正規社員の雇い止め、差別賃金等についての状況調査等を把握し、その結果を踏まえて適切な対応をしたいとの答弁があった<sup>100</sup>。

## （6）その他の論議

### ア 郵政民営化の定義の変更

郵政民営化の定義について、現行法の「平成16年9月10日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に即して行われる改革」が「株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」と改められた（郵政民営化法第1条）。その理由について、発議者から、郵政民営化の基本方針は、①5社体制を前提としていること、②ユニバーサルサービスの範囲は郵便事業のみであることに対し、本法律案では、4社体制へ改め、ユニバーサルサービスの範囲を三事業に広げるからであるとの説明があった<sup>101</sup>。

### イ 郵便局の定義変更に伴う設置基準の変更等

郵便局の定義変更により、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務のうち全てを扱う郵便局以外は郵便局の定義から外れ、日本郵便株式会社の営業所となる。その結果、郵便局の定義から外れる営業所が郵便局についてのあまねく全国置局義務の対象ではなくなり、撤退するおそれが指摘された<sup>102</sup>。

これに対し、発議者から、①三事業全ては行わない営業所も総務大臣への届出対象に加える（日本郵便株式会社法第6条第2項）、②総務大臣から日本郵便株式会社に適時適切に監督が及ぶようにしており、現行のサービス水準を低下させるような廃局は阻止することができるとの答弁があった<sup>103</sup>。

また、公社化以降、法律の規定から簡易郵便局という用語がなくなったことから、簡易郵便局の位置付けを法律上明確化し、業務受託者は簡易郵便局長と称することができるようにするため、本法律附則第17条により、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改めている。さらに、簡易郵便局においても旧郵便貯金及び旧簡易生命保険を取り扱うことを可能にするため、関係法律が改正されている<sup>104</sup>。

川端総務大臣からは、①簡易郵便局が郵政事業の基本的サービスを提供する上で重要な一翼を担ってきたことは今回の改正でも変わることはない<sup>105</sup>、②郵便局の設置基準を定める総務省令において、三事業全ては行っていない簡易郵便局もその対象に含めた形で規定する<sup>106</sup>旨の発言があった。これを受け、平成24年7月30日、①従来の置局基準を後退させないようにすること、②郵便局に該当しなくなった営業所も設置基準の対象に含めること等を内容とする「日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令」が定められた。

#### ウ 郵政事業における公益性・地域性の発揮

郵政事業の地域経済の健全な発展等への寄与を規定していた郵政改革法案第13条の趣旨をいかし、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」（郵政民営化法第7条の2第2項）との規定が追加された。これは、郵便局ネットワークが長年、国民共有の財産として築き上げられた経緯等に鑑み、国民全体の利益に資する形で過疎地を含めた全国の地域に貢献することを旨としての利用者ニーズを踏まえ、地域住民の利便の増進に資するよう幅広く業務が行われるようにすべきであるとの考えに基づくものである<sup>107</sup>。

齋藤日本郵政株式会社社長からは、郵便局のワンストップ化の状況について、①公共サービスの受託は約4,000局（平成23年3月末現在）で実施しているが、コスト面で折り合いが付かない、②年金加入記録の交付業務については204局で実施しているが、予算の問題があると指摘しつつも、国民のライフサイクルに合わせて、出生から亡くなるまでのあらゆる面をサポートする企業となるように日本郵政グループを育てていくという意味で、ワンストップ化は重要であり、これからも懸命に努力していきたいとの抱負が述べられた<sup>108</sup>。

また、坂本参考人（檜原村長）は、町村の公金の収納又は支払の事務を行う指定金融機関として郵便局を指定することが可能となることを要望した<sup>109</sup>。これに関し、平成24年7月25日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が制定され、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定の適用に当たって、他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村について、郵便貯金銀行を、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として指定することができることとする措置を講ずる旨規定された。

なお、委員から、郵便局の業務として国民年金保険料未納者への説明、収納代行業務を行うことが提案された<sup>110</sup>。

#### エ 小規模郵便局における業務の円滑な遂行に資する検査

郵政改革法案第14条に規定されていた小規模郵便局における検査及び監督について「当該郵便局の業務の円滑な遂行に配慮して行う」との規定がなくなった理由について、発議者から、当該条文は基本方針の章のみに規定された訓示規定であり、同様の規定を置かなくとも政府において実施可能との説明があった<sup>111</sup>。自見大臣からも、業務の円滑

な遂行に支障がないよう配慮する旨の答弁があった<sup>112</sup>。その後、平成24年6月29日に金融庁は、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」等を改正し、金融機関等の小規模な営業店等（例えば、小規模な郵便局等）については、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する旨規定した。

なお、齋藤日本郵政株式会社社長から、小規模郵便局の効率的な運営に関して、10又は15の支部単位にまとめてエリア単位の郵便局運営を行う制度改革を始めているとの発言があった<sup>113</sup>。

#### オ 郵政事業の経営状況に関する情報の公表

郵政改革法案第15条の趣旨をいかし、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする」旨規定された（郵政民営化法第8条の2）。これについて、発議者から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は公社等の公的なものを受け継いだ株式会社であり、一般の株式会社よりも透明性の高い経営を確保して国民の理解を得られるようにすることが基本的な考えであり、上場企業並みに必要な情報の公表を義務付けるとの説明があった<sup>114</sup>。その結果、①日本郵政株式会社等の公表資料も NTT 等の有価証券報告書と同様に文書の分量が多くなる<sup>115</sup>、②情報公開の徹底により民業圧迫等の懸念を払拭する<sup>116</sup>との説明があった。

#### カ 郵政民営化委員会による総合的な「検証」

郵政民営化法第19条第1項第1号を改正し、郵政民営化委員会による総合的な「見直し」が「検証」と改められた。その理由について、発議者から、「見直し」というのは、実際に見直して変更を実行することであり、「検証」は、現実のどこにどういう問題点があって、どういうふうに改正すればよいかという意見を言うことと認識しており、見直しは国会が行うことであり、郵政民営化委員会の本来の業務は検証までであるとの答弁があった<sup>117</sup>。

なお、本条については、第162回国会において、内外の社会経済情勢の変化に柔軟に対応する趣旨をより一層明確化するため、政府原案の郵政民営化法案における「検証」を衆議院で「見直し」に修正したという経緯がある。

#### キ 郵便認証司の範囲拡大

本法律附則第9条により郵便法を改正し、郵便認証司<sup>118</sup>の任命の要件から「管理又は監督の地位にある者」が外された。その理由について、少人数の郵便局において、郵便認証司である郵便局長等の管理又は監督の地位にある者自身が、直接、窓口対応せざるを得ず、内容証明等の取扱いに係る認証を受ける立場に置かれる場合があることから、管理又は監督の地位にない者であっても当該認証を行えるようにすることにより、管理又は監督の地位にある者がそうではない者から当該認証を受けることを可能とし、内容証明等のサービスの向上及び効率化を図るためであるとの見解が示された<sup>119</sup>。

## ク 本法律案とWTO協定等との整合性

郵政改革関連3法案に対しては、外資を含む他の民間金融機関との対等な競争条件確保の前に金融2社に新規業務を認めることは、WTO (World Trade Organization) (世界貿易機関) 協定の一部を構成し、サービス貿易について「内国民待遇」<sup>120</sup>原則を定める「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」第17条第1項の規定を遵守していないことになるのではないかと懸念が欧米諸国から示されていた<sup>121</sup>。

このため、郵政民営化法等改正法案に対しても WTO 協定等との整合性が問題となった。山口壯外務副大臣から、①整合性は確保されているし、これからも確保していく<sup>122</sup>、②対等な競争条件の確保が重要だが、かんぽ生命の方が金融庁長官の認可に加え、総務大臣の認可等が必要であり、大変だと主張している旨の答弁があった<sup>123</sup>。また、川端総務大臣からは、WTO 協定には抵触しないという政府の基本的姿勢を含めてアメリカ合衆国の誤解を解く必要がある旨の発言があった<sup>124</sup>。

また、本法律案が TPP (Trans-Pacific Partnership) (環太平洋パートナーシップ) 協定参加の障害にならないかとの質疑に対し、森田高総務大臣政務官から、本法律案は WTO 協定等国際約束の精神に反するものではないとの答弁があった<sup>125</sup>。

なお、齋藤日本郵政株式会社社長は平成24年5月8日の記者会見において、アメリカ合衆国の保険会社が難色を示しているがん保険には当面参入しない旨述べた<sup>126</sup>。

## (7) 本法律案に対する附帯決議

衆参の委員会において可決された郵政民営化法等改正法案に対する附帯決議は次のとおりである。

### 衆議院郵政改革に関する特別委員会（平成24年4月11日）の附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。
- 二、郵政民営化法第七條及び第三十七條の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。
- 三、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。
- 四、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させないよう、必要な措置を講ずること。
- 五、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。
- 六、かんぽの宿及びメルパルクについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

## 参議院総務委員会（平成24年4月26日）の附帯決議

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
- 一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の絆の維持や、利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。
  - 二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるように努めること。
  - 三、郵政民営化法第七條及び第三百七條の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。引上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること。
  - 四、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。
  - 五、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。
  - 六、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。このため、経営陣については、天下りの弊害が生じないようにするとともに、民間的な経営に秀でた者が登用されるよう努めること。
  - 七、かんぼの宿及びメルパルクについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。
  - 八、郵政三事業において、サービスの公共性にふさわしい企業モラル及び雇用モラルが遵守されるよう努めること。
- 右決議する。

## 4. むすび

郵政事業について民営化を推進するのか見直しをするのかという方向性の定まらない状況は、本法律の制定によりひとまず解消された。本法公布（平成24年5月8日）後、郵政民営化担当大臣の発令<sup>127</sup>、郵政民営化委員会委員の任命、同委員会事務局の設置、衆議院郵政改革特別委員会の廃止、施行期日を定める政令の制定等が行われた。

しかし、本法律は、郵政民営化推進派、郵政民営化見直し派が相互に譲歩したものであることから、それぞれの立場から批判がある<sup>128</sup>。

一方、本法律には郵便事業と関係の深い信書便事業についての改正点はなく、郵便におけるユニバーサルサービスの確保方策等については今後の課題となる<sup>129</sup>。

また、郵政事業の展開については、今後とも楽観を許さないことから、民業圧迫を回避しつつどのように健全経営を確保するかとの観点から、その経営状況を注視する必要がある。

る。特に3年連続赤字となった郵便事業の経営改善については法改正後も懸念として残っている。郵便事業株式会社が郵便局株式会社と合併することにより、金融2社からの業務委託手数料が入ることになるが、郵便事業本体の経営は依然として厳しい状況である<sup>130</sup>。

こうした厳しい経営状況に加え、近年、郵政事業は政治状況により大きな影響を受けてきた<sup>131</sup>。この政治による影響が一応解消され、郵政民営化委員会が当面の対応として金融2社の新規業務について、調査審議を開始するものが挙げられている状況の下において、郵便・貯金・保険という国民生活に密接なサービスを提供する日本郵政グループが、国民の利便性の更なる向上のため、今後事業展開をすることを期待したい。

- 
- 1 第173回国会参議院総務委員会会議録第2号3頁（平21.11.12）
  - 2 「処分」とは、国の信用と関与を断ち切ることであり、その方法としては売却のほか、処分型の信託、自社株買い等がある。第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第17号38頁（平17.6.21）、第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第14号12頁（平17.6.14）等。同法案の審議については、瀬戸山順一「転換点を迎えた郵政民営化～郵政株式処分停止法案の国会論議～」『立法と調査』第301号（平22.2）及び拙稿「参議院における郵政株式処分停止法案の審議」『立法と調査』第280号（平20.4）を参照
  - 3 174郵政改革関連3法案の内容等については拙稿「郵政事業の抜本的見直しに向けて～郵政改革関連3法案～」『立法と調査』第305号（平22.6）参照
  - 4 地方議会においても郵政民営化を推進する立場からの「郵政民営化のさらなる推進を求める意見書」（青森市議会）（平成22年9月22日議決）等、郵政民営化の見直しを求める立場からの「郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書」（福岡県田川郡香春町議会）（平成22年3月19日議決）等が議決されている。
  - 5 砂田篤子「日本郵政株売却をめぐる動向」『国政の論点』（平23.12）参照
  - 6 「国民生活に不可欠なサービスであって、誰でもが利用可能な料金など適切な条件で、全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービス」（金森久雄ほか編『有斐閣 経済辞典（第4版）』（有斐閣 2002.5）1236頁）
  - 7 利用者の利便性向上のため外務職員が1日の勤務の中で、郵便、貯金、保険の三事業を担当すること
  - 8 郵便局株式会社の担当社員による訪問金融サービスの実施、軽四輪車を用いた集荷等
  - 9 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号2頁（平24.4.26）
  - 10 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号2頁（平24.4.26）
  - 11 第174回国会衆議院総務委員会会議録第21号11頁（平22.5.28）
  - 12 ここで、「株式の3分の1超を保有」ということは、株主総会における特別決議（定款変更、事業譲渡、合併等の組織・再編行為等の会社の基礎の変更、株式の併合等の株主の地位に関する事項、特定の株主からの自己株式取得等の株主の利害に関する事項等）を阻止することができるという意義がある（会社法第309条第2項）。
  - 13 『国有財産レポート』（財務省理財局 平成24年6月）
  - 14 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号25頁（平24.4.24）
  - 15 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号23頁（平24.4.24）
  - 16 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号32頁（平24.4.24）
  - 17 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号26頁（平24.4.24）。なお、「郵政株、捕らぬタヌキの皮算用」『日経ヴェリタス』（2011.9.25）参照
  - 18 株価を1株当たりの純資産で割ったもの。単位倍。純資産と比較した株価の割高・割安を示す（日本経済新聞社編『株式用語辞典＜第10版＞』（日本経済新聞出版社 2007.3）14頁）。
  - 19 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会会議録第4号5頁（平24.4.11）
  - 20 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号19頁（平24.4.24）

- 21 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号17頁（平24.4.11）
- 22 田中直毅「先送り政治の罪」『朝日新聞』（平24.6.9）
- 23 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号9頁（平24.4.11）
- 24 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号10頁（平24.4.11）
- 25 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号6頁（平24.4.10）
- 26 金融過疎について明確な定義はないが、近くに金融機関がなく、年金の受取等で利便性が低下している状態を指すと考えられる（第168回国会衆議院予算委員会議録第2号6頁（平19.10.9）参照）。しかし、生命保険については、保険の加入や保険金の請求は日常的に発生する業務ではない上、顧客からの要望によりサービス専門職員が訪問する体制が整備されていることから、金融過疎は生じていないとの見解が生命保険協会から示された（第180回国会参議院総務委員会会議録第11号10頁（平24.4.24））。
- 27 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第3号11頁（平17.5.27）、第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第6号9頁（平17.7.21）
- 28 法律上の義務付けは1兆円だが、参議院の郵政民営化に関する特別委員会における附帯決議で2兆円規模まで積み立てることとされている。
- 29 第8回郵政改革関係政策会議（平成22年2月26日）資料
- 30 第171回国会参議院総務委員会会議録第11号20頁（平21.4.7）。なお、銀行における支店の意義・重要性についての同氏の考えは、西川善文『挑戦—日本郵政が目指すもの』（幻冬舎 2007.9）41頁において示されている。
- 31 郵政民営化関連法案の審議時において大蔵省銀行局総務課金融市場室長の経験のある小泉龍司自由民主党衆議院議員（当時）は直営店のないビジネスモデルについて懸念を示していた（第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第5号17頁（平17.5.31））。
- 32 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第3号10頁（平17.5.27）
- 33 第163回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第3号16頁（平17.10.7）
- 34 第168回国会参議院総務委員会会議録第3号28頁（平19.11.1）
- 35 拙稿「郵政民営化後の課題～金融のユニバーサルサービスの確保を中心として～」『立法と調査』第288号（平21.1）及び拙稿「郵政民営化に向けた今後の課題」『立法と調査』第257号（平18.7）参照
- 36 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号17頁（平24.4.11）
- 37 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号3頁（平24.4.26）
- 38 第174回国会衆議院総務委員会議録第21号18頁（平22.5.28）
- 39 相互会社とは、保険業を行うことを目的として、保険業法に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団法人をいう（保険業法第2条第5項、第18条）（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第3版〕』（有斐閣 2006.3）860頁）。
- 40 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号4頁（平24.4.11）
- 41 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号19頁（平24.4.24）
- 42 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号3頁（平24.4.26）
- 43 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号16頁（平24.4.24）
- 44 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号11頁（平24.4.11）
- 45 第三分野の保険とは、医療保険、介護保険、がん保険などの、人が疾病や傷害の治療を受けたことやそれらを原因とする人の状態などを事由として保険金を支払う保険のことをいう。生命保険会社、損害保険会社の双方が扱うことができる。これに対し、第一分野の保険とは、年金保険や死亡保険など人の生存又は死亡に関して保険金を支払う保険であり、生命保険会社が扱う。第二分野の保険とは、火災保険や自動車保険など偶然事故により生じる損害を填補するための保険であり、損害保険会社が扱う。（金融庁ホームページの「保険会社に関する質問」）
- 46 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号24頁（平24.4.24）
- 47 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号13頁（平24.4.11）
- 48 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号20頁（平24.4.11）
- 49 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号13頁（平24.4.11）

- 50 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号20頁（平24.4.24）
- 51 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号25頁（平24.4.24）
- 52 第180回国会参議院総務委員会会議録第13号6頁（平24.6.14）
- 53 第180回国会参議院総務委員会会議録第13号6頁（平24.6.14）
- 54 郵政改革法案における関連銀行・関連保険会社の概念は、①日本郵政株式会社による株式保有、②業務規制があること、③限度額規制があること等で郵政民営化法等改正法における概念とは異なっている。郵政民営化法等改正法において郵便貯金銀行以外の銀行が関連銀行となる場合、郵便保険会社以外の生命保険会社が関連保険会社となる場合は業務規制や限度額規制はない。
- 55 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号13頁（平24.4.11）
- 56 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号4頁（平24.4.11）
- 57 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号19頁（平24.4.24）
- 58 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号17頁（平24.4.24）
- 59 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号21頁（平24.4.24）
- 60 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号13頁（平24.4.11）
- 61 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号20頁（平24.4.11）
- 62 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号23頁（平24.4.24）
- 63 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号32頁（平24.4.24）
- 64 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号17頁（平24.4.11）
- 65 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号20頁（平24.4.24）
- 66 郵政改革法案に関する質問に対する答弁書（内閣衆質174第527号、平22.6.11）の「十九について」
- 67 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号9頁（平24.4.24）
- 68 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号9頁（平24.4.24）
- 69 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号14頁（平24.4.10）
- 70 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号13頁（平24.4.24）
- 71 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号2頁（平24.4.26）
- 72 第174回国会衆議院総務委員会議録第21号4頁（平22.5.28）
- 73 第174回国会衆議院総務委員会議録第21号13頁（平22.5.28）
- 74 第174回国会衆議院総務委員会議録第21号31頁（平22.5.28）
- 75 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号2頁（平24.4.10）
- 76 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号6頁（平24.4.11）
- 77 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号8頁（平24.4.11）
- 78 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号9頁（平24.4.10）
- 79 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号18頁（平24.4.24）
- 80 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見の報告」（平成24年3月）23頁
- 81 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号2頁（平24.4.10）、第180回国会参議院総務委員会会議録第11号4頁（平24.4.24）
- 82 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号7頁（平24.4.11）
- 83 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号7頁（平24.4.11）
- 84 簡易生命保険の加入限度額は、15歳以下は700万円、16歳以上は1,000万円である。20歳以上55歳以下の者は4年以上経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できる。
- 85 日本郵政株式会社法案に関する質問に対する答弁書（内閣衆質174第528号、平22.6.11）の「九について」
- 86 第174回国会衆議院総務委員会議録第21号28頁（平22.5.28）
- 87 第174回国会衆議院総務委員会議録第21号12頁（平22.5.28）
- 88 第180回国会参議院総務委員会会議録第13号9頁（平24.6.14）。郵便法第3条には、「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。」と規定されている。
- 89 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号18頁（平24.4.24）
- 90 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号24頁（平24.4.24）
- 91 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号8頁（平24.4.11）

- 92 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号15頁（平24.4.11）
- 93 第180回国会参議院総務委員会議録第11号34頁（平24.4.24）
- 94 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号3頁（平24.4.10）
- 95 第180回国会参議院総務委員会議録第11号33頁（平24.4.24）
- 96 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号3頁（平24.4.11）
- 97 第180回国会参議院総務委員会議録第11号13頁（平24.4.24）
- 98 第180回国会参議院総務委員会議録第12号7頁（平24.4.26）
- 99 第180回国会参議院総務委員会議録第12号2頁（平24.4.26）
- 100 第180回国会参議院総務委員会議録第12号8頁（平24.4.26）
- 101 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号9頁（平24.4.11）
- 102 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号11頁（平24.4.11）
- 103 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号11頁（平24.4.11）
- 104 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号11頁（平24.4.11）
- 105 第180回国会参議院総務委員会議録第11号30頁（平24.4.24）
- 106 第180回国会参議院総務委員会議録第11号31頁（平24.4.24）
- 107 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号2頁（平24.4.11）
- 108 第180回国会参議院総務委員会議録第11号20頁（平24.4.24）
- 109 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号3頁（平24.4.10）
- 110 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第3号16頁（平24.4.10）
- 111 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号14頁（平24.4.11）
- 112 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号15頁（平24.4.11）
- 113 第180回国会参議院総務委員会議録第11号22頁（平24.4.24）
- 114 第180回国会参議院総務委員会議録第11号25頁（平24.4.24）
- 115 第180回国会参議院総務委員会議録第11号16頁（平24.4.24）
- 116 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号16頁（平24.4.11）
- 117 第180回国会参議院総務委員会議録第11号24頁（平24.4.24）
- 118 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の使用人のうち管理又は監督の地位にある者であって、内容証明及び特別送達に係る認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから、それぞれの会社の推薦に基づき、総務大臣が任命することとされている。
- 119 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に関する質問に対する答弁書（内閣衆質174第529号、平22.6.11）の「一について」。本答弁書は第174回国会提出の法案に関するものであるが、郵政民営化法等改正法においても実質的に同内容の改正を含んでいることから、説明として引用した。
- 120 他国民、他国からの輸入産品、他国のサービス提供者等に対し、自国民、自国の同種の国内産品、自国のサービス提供者等よりも不利でない待遇を与えなければならないということ
- 121 郵政民営化委員会（第60回）（平成22年10月8日）における在日米国商工会議所等の意見等
- 122 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号2頁（平24.4.11）
- 123 第180回国会参議院総務委員会議録第11号16頁（平24.4.24）
- 124 第180回国会参議院総務委員会議録第11号23頁（平24.4.24）
- 125 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号18頁（平24.4.11）
- 126 『朝日新聞』（平24.5.9）等
- 127 鳩山内閣以降、郵政民営化担当大臣の不在が指摘されていた（第180回国会参議院総務委員会議録第11号26頁（平24.4.24））。
- 128 推進派としては、竹中平蔵「巨大郵政の「権益」を守るだけだ」『産経新聞』（平24.5.23）、田中直毅「先送り政治の罪」『朝日新聞』（平24.6.9）、見直し派としては、福島徳「三事業一体も金融の一律サービスも担保されない見直し法案」『通信「耀」』（2012年5月号）5頁等参照
- 129 拙稿「信書便事業をめぐる現状と課題」『立法と調査』321号（平23.10）参照
- 130 拙稿「郵便事業をめぐる現状と課題」『立法と調査』318号（平23.7）参照
- 131 第180回国会参議院総務委員会議録第12号2頁（平24.4.26）

## 郵政民営化関連年表

年月日	出 来 事
平成 8 年 11月21日	橋本（龍太郎）内閣は行政改革会議（会長・内閣総理大臣）を総理府本府に設置
平成 9 年 9月 3日 12月 3日	行政改革会議中間報告において「簡易生命保険事業は民営化、郵便貯金事業は民営化に向け準備、郵便事業は国営」の方針提示 行政改革会議最終報告において「郵政事業は国営維持」の方針、郵政事業庁の設置と平成15年の郵政公社移行を決定
平成 1 0 年 6月12日	中央省庁等改革基本法が公布され、第33条において、郵政事業庁の郵政公社への移行を明示し、その後は「民営化等の見直しは行わない」と規定
平成 1 2 年 12月 1日	平成14年の常会に郵政公社移行のための法案提出と郵便事業への民間参入を郵政公社化にあわせて実現することを明示した行政改革大綱を閣議決定
平成 1 3 年 1月 6日 4月 1日 4月26日 " " 5月 7日 5月31日 6月26日 8月30日 12月20日	中央省庁等再編により郵政省、自治省及び総務庁を統合した総務省の発足に伴い、郵政事業は政策立案を担当する総務省郵政企画管理局と三事業を運営する郵政事業庁に移管 郵便貯金資金の全額自主運用開始 衆参両院において小泉純一郎自由民主党総裁を内閣総理大臣に指名（第151回国会） 小泉内閣発足 小泉内閣総理大臣は所信表明演説において郵政三事業の公社化実現後の在り方について懇談会を設置し、国民に具体案を提示することを表明 小泉内閣総理大臣は「郵政三事業の在り方について考える懇談会」（田中直毅座長）を設置 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定 片山虎之助総務大臣の私的懇談会として「郵政事業の公社化に関する研究会」（南直哉座長）が発足 「郵政事業の公社化に関する研究会」は中間報告を提出
平成 1 4 年 7月24日 8月 2日 9月 6日	日本郵政公社法案を始めとする郵政関係 4 法案が成立（第154回国会） 「郵政事業の公社化に関する研究会」は最終報告を提出 「郵政三事業の在り方について考える懇談会」は報告書を提出
平成 1 5 年 4月 1日 " " " " 9月22日 9月26日 " " 10月 3日 11月 9日 11月19日 " "	日本郵政公社（生田正治総裁）が発足 総務省の郵政企画管理局を郵政行政局に改組 民間事業者による信書の送達に関する法律施行 第 1 次小泉内閣第 2 次改造内閣閣議において小泉内閣総理大臣は郵政民営化を指示 第157回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は所信表明演説において来年秋ごろまでに民営化案をまとめ、平成17年に法案提出を表明 小泉内閣総理大臣は郵政民営化の議論を経済財政諮問会議において行うこと及び竹中平蔵経済財政政策担当大臣がそのとりまとめを行うことを指示 経済財政諮問会議において竹中大臣は 5 つの基本原則を含む「郵政民営化の検討に当たってのポイント」を提示 第43回衆議院議員総選挙執行 第158回国会が召集され、衆参両院において小泉自由民主党総裁を内閣総理大臣に指名 第 2 次小泉内閣発足
平成 1 6 年 1月19日 4月26日 " " 7月11日 8月 3日 8月 5日 8月 6日 8月31日	第159回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は施政方針演説において本年秋ごろまでに民営化案をまとめ、平成17年に法案提出を表明 経済財政諮問会議は「郵政民営化に関する論点整理」を決定 内閣官房に郵政民営化準備室及び郵政民営化に関する有識者会議を設置 第20回参議院議員通常選挙執行 麻生太郎総務大臣は平成15年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表 麻生総務大臣は平成15年度日本郵政公社決算を国会に報告 経済財政諮問会議は「民営化基本方針の骨子」を決定 経済財政諮問会議において竹中大臣は「郵政民営化の基本方針」（素案）を提出

9月10日	経済財政諮問会議は「郵政民営化の基本方針」を決定
"	「郵政民営化の基本方針」、郵政民営化推進本部設置を閣議決定
9月27日	第2次小泉内閣改造内閣が発足し、小泉内閣総理大臣は郵政民営化担当大臣に竹中大臣を指名
10月1日	郵政民営化に関する有識者会議を改組
10月4日	郵政民営化準備室に郵政民営化情報システム検討会議（加藤寛座長）を設置
10月5日	郵政民営化推進本部において小泉内閣総理大臣は「三つの指針」を提示
10月12日	第161回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は所信表明演説において次期常会への法案提出、平成19年4月からの郵政公社民営化を表明
11月9日	生田日本郵政公社総裁は竹中大臣に対し「有識者会議における議論に対する意見」を提出
11月30日	日本郵政公社は情報システムの「暫定対応」に関する基本的考え方を表明
12月3日	「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案」成立
12月27日	郵政民営化情報システム検討会議は分社化可能との報告書提出
平成17年	
1月21日	第162回国会が召集され、小泉内閣総理大臣は施政方針演説において基本方針に基づく民営化法案のとりまとめ、今国会への提出を表明
4月4日	政府は郵政民営化法案の骨子を決定
4月27日	政府は郵政民営化法案を始めとする郵政民営化関連6法案を閣議決定し、衆議院に提出
5月20日	衆議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
6月29日	自民、公明両党は郵政民営化関連6法案のうち4法案に対する修正案を提出
7月4日	衆議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決・修正議決
7月5日	衆議院本会議において郵政民営化関連6法案を可決・修正議決（賛成233－反対228）
7月11日	参議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
8月3日	麻生総務大臣は平成16年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
8月5日	参議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決
"	麻生総務大臣は平成16年度日本郵政公社決算を国会に報告
8月8日	参議院本会議において郵政民営化関連6法案を否決（賛成108－反対125）
"	小泉内閣は衆議院を解散
9月11日	第44回衆議院議員総選挙執行
9月21日	第163回国会が召集され、衆参両院において小泉自由民主党総裁を内閣総理大臣に指名
"	参議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
"	第3次小泉内閣発足
9月22日	衆議院本会議において郵政民営化に関する特別委員会を設置
9月26日	小泉内閣総理大臣は所信表明演説において民意を大きな支えとし、改めて法案を提出し、成立を期す旨表明
"	政府は郵政民営化法案を始めとする郵政民営化関連6法案を閣議決定し、衆議院に提出
10月3日	民主党は「郵政改革法案」を衆議院に提出
"	郵便局において投資信託の販売開始
10月11日	衆議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決、民主党の郵政改革法案を否決
"	衆議院本会議において郵政民営化関連6法案を可決（賛成338－反対138）、民主党の郵政改革法案を否決
10月14日	参議院郵政民営化に関する特別委員会において郵政民営化関連6法案を可決
"	参議院本会議において郵政民営化関連6法案を可決（賛成134－反対100）、成立
10月21日	郵政民営化関連6法を公布
10月31日	日本郵政公社はオランダの国際物流大手TNTとの提携合意を発表
11月10日	内閣に郵政民営化推進本部（本部長・内閣総理大臣）を設置、閣議決定による郵政民営化推進本部を廃止
"	内閣官房に郵政民営化推進室を設置
11月15日	郵政民営化推進本部第1回会議
平成18年	
1月13日	総務省は「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」（高橋温座長）を設置
1月18日	日本郵政公社は特定郵便局の改革案を公表
1月23日	準備企画会社として日本郵政株式会社（西川善文社長）が発足
1月25日	郵政民営化推進本部は「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」を決定、日本郵政株式会社に対し実施計画の作成を指示
2月1日	株式会社ANA&JPエクスプレス設立
4月1日	郵政民営化推進本部の下に郵政民営化委員会（田中直毅委員長）が発足
4月12日	郵政民営化委員会は日本郵政公社の株式会社ANA&JPエクスプレスへの出資について認可が適当である旨の意見書を総務大臣に提出
4月17日	竹中総務大臣は日本郵政公社の株式会社ANA&JPエクスプレスへの出資を認可
5月12日	日本郵政公社は長岡郵便局における料金不適正収納事案を公表
6月28日	日本郵政公社はTNT社との提携白紙化を公表
"	日本郵政公社は集配局の再編計画を公表
6月30日	総務省は「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を公表
7月21日	公正取引委員会は「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」を公表
7月31日	日本郵政株式会社は「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」を政府に提出

	” 郵政4事業会社の経営陣内定
8月9日	竹中総務大臣は平成17年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
8月10日	総務省は郵便の業務等に関し日本郵政公社に対し経営改善命令を発出
8月15日	竹中総務大臣は平成17年度日本郵政公社決算を国会に報告
8月31日	郵政民営化委員会は「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」に対する所見を内閣総理大臣及び総務大臣に提出・公表
9月1日	日本郵政株式会社は準備会社として(株)ゆうちょ、(株)かんぽを設立
9月11日	日本郵政公社は「総務省による経営改善命令について講じた措置について」を提出
9月20日	日本郵政公社は「郵便局改革について」を公表
”	日本郵政公社は「内部統制に関する基本方針」及び「内部統制強化のための改善計画」を策定
9月26日	小泉内閣総辞職、安倍(晋三)内閣発足(第165回国会)
11月30日	日本郵政株式会社は「新・郵便局ビジョン」を公表
12月11日	日本郵政公社は「経営改善命令について講じた措置の実施状況について」を総務省に提出
12月20日	郵政民営化委員会は「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」を公表
平成19年	
2月21日	総務省は「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」(高橋温座長)を設置
2月23日	日本郵政株式会社は情報システムの開発に係る遅延報告が必要ない旨決定し、10月1日の民営化実施が確定
3月30日	菅義偉総務大臣は日本郵政株式会社の平成19事業年度事業計画を認可
4月1日	生田日本郵政公社総裁辞任、後任は西川日本郵政株式会社社長が兼任
4月2日	西川日本郵政公社総裁は「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」(松原聡委員長)を設置
4月27日	日本郵政株式会社は「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を作成し、認可申請
6月8日	郵政民営化委員会が実施計画は「政府の方針に適合しているものと認められる」との意見を内閣総理大臣及び総務大臣に提出
6月12日	郵政民営化推進本部は実施計画に対する郵政民営化委員会の意見を国会に報告
7月10日	日本郵政公社は9,625億円を国庫納付
7月29日	第21回参議院議員通常選挙執行
7月30日	菅総務大臣は第1期中期経営目標及び平成18年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
8月1日	郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会は第一次報告を提出
8月3日	菅総務大臣は平成18年度日本郵政公社決算を国会に報告
8月9日	民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、国民新党は「郵政民営化法の一部を改正する法律案」を共同で参議院に提出(第167回国会)
9月10日	実施計画は内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受け、承継計画として確定
9月25日	安倍内閣総辞職(第168回国会)
9月26日	福田(康夫)内閣発足
”	日本郵政株式会社は郵便貯金銀行とスルガ銀行との住宅ローン販売での業務提携合意を発表
9月27日	総務省は日本郵政公社に対し法令遵守を指導
10月1日	日本郵政公社解散
”	日本郵政株式会社の下に郵便事業株式会社(北村憲雄会長)、郵便局株式会社(川茂夫会長)、郵便貯金銀行(株式会社ゆうちょ銀行)(古川治次会長)及び郵便保険会社(株式会社かんぽ生命保険)(進藤丈介会長)が発足
”	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平井正夫理事長)が発足
”	(株)かんぽ生命保険は生命保険協会に特別会員として加盟
10月4日	郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会は第二次報告を提出
”	(株)ゆうちょ銀行と(株)かんぽ生命保険は運用対象の自由化を金融庁長官及び総務大臣に対し認可申請
10月5日	日本郵政株式会社と日本通運株式会社は宅配便事業の統合合意を発表
10月22日	日本郵政公社労働組合と全日本郵政労働組合は組織統合し、日本郵政グループ労働組合を結成
10月23日	民主党・新緑風会・日本、社会民主党・護憲連合、国民新党、無所属議員の一部は「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を共同で参議院に提出(第168回国会)
”	日本郵政株式会社はかんぽの宿等事業について事業体として一括譲渡の方針決定
10月24日	増田寛也総務大臣は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対し内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務に対する監督命令発出
11月5日	郵政民営化委員会は(株)ゆうちょ銀行と(株)かんぽ生命保険の運用対象の自由化は早急な実施が必要とする意見を提出
11月6日	郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会は最終報告を提出
”	日本郵政株式会社は子会社(障害者の雇用に特別の配慮をした会社)の設置について総務大臣に対し認可申請
11月7日	郵便局株式会社は平成19事業年度事業計画を総務大臣に届出
11月9日	郵便事業株式会社は「広告業務及びこれに附帯する業務」について総務大臣に対し認可申請
11月16日	増田総務大臣は日本郵政株式会社の子会社設置を認可
11月19日	郵便局において映画チケット販売開始
11月21日	増田総務大臣は郵便事業株式会社の平成19事業年度事業計画を認可
11月26日	郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会は中間報告を提出
”	(株)ゆうちょ銀行は住宅ローン等の代理業務等に関する新規業務を金融庁長官及び総務大臣に対し認可申請
”	(株)かんぽ生命保険は入院特約の見直し等に関する新規業務を金融庁長官及び総務大臣に対し認可申請

11月30日	郵便事業株式会社は日本郵便輸送準備株式会社を設立
12月11日	参議院総務委員会において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を多数により可決
12月12日	参議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を可決（賛成132－反対103）、衆議院へ送付
12月19日	佐藤隆文金融庁長官及び増田総務大臣は㈱ゆうちょ銀行と㈱かんぽ生命保険の運用対象の自由化を認可
12月20日	日本郵政株式会社に設置された「簡易局チャネルの強化のための検討会」は第1回検討会を開催し、「簡易局チャネル強化のための緊急対策」を決定
平成20年	
1月15日	衆議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を継続審査議決、第168回国会閉会
1月18日	参議院において民主党と国民新党は統一会派を結成
1月23日	郵政民営化委員会は郵便事業株式会社の「広告業務及びこれに附帯する業務」への進出を期待する旨の意見を提出
1月28日	郵便事業株式会社は貨物自動車運送事業等に関する新規業務を総務大臣に対し認可申請
2月4日	増田総務大臣は第2期中期経営目標及び平成19年度に係る日本郵政公社の業績評価を公表
〃	郵便事業株式会社の子会社による日本郵便通送株式会社株式に対する公開買付け開始
2月6日	増田総務大臣は郵便事業株式会社の「広告業務及びこれに附帯する業務」を認可
2月8日	増田総務大臣は平成19年度日本郵政公社決算を国会に報告
2月12日	日本郵政株式会社はローソンの総合的提携に関する合意書を発表
2月18日	郵政民営化承継財産評価委員会は日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額を決定
2月22日	増田総務大臣は郵便事業株式会社から申請のあった第1期社会貢献業務計画及び郵便局株式会社から申請のあった第1期地域貢献業務計画を認可
〃	郵政民営化委員会は㈱ゆうちょ銀行及び㈱かんぽ生命保険の他社商品仲介等の新規業務を認める意見及び郵便事業株式会社の貨物自動車運送事業等に関する新規業務を認める意見を提出
〃	㈱かんぽ生命保険は日本生命保険相互会社との一部業務提携に関する合意を発表
2月27日	郵便事業株式会社は山九株式会社との共同出資会社設立に関する合意を発表
2月29日	増田総務大臣は郵便事業株式会社の貨物自動車運送事業等に関する新規業務を認可
〃	郵便局株式会社は平成20事業年度事業計画を総務大臣に届出
〃	郵便事業株式会社は株式会社JPMメディアダイレクトを設立
3月17日	郵便事業株式会社の子会社による日本郵便通送株式会社株式に対する公開買付け終了
3月18日	郵便局株式会社は広告業務の開始を総務大臣に届出
3月21日	簡易局チャネルの強化のための検討会は最終取りまとめを公表
3月31日	日本郵政株式会社は社会・地域貢献基金等の運用に係る委託機関を選定
〃	増田総務大臣は日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成20事業年度事業計画を認可
〃	増田総務大臣は日本郵政株式会社の業務（日本郵政株式会社の子会社が郵便事業株式会社等に対して人事関連業務等を行う業務）を認可
4月1日	㈱ゆうちょ銀行は流動性預金の限度額規制に関する政令改正を要望
〃	㈱かんぽ生命保険は加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する政令改正を要望
〃	日本郵政株式会社はかんぽの宿等の譲渡候補先の募集についてホームページで告知
4月7日	郵便事業株式会社は「国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせ、荷主に対して行う国際物流業務」に関する新規業務を総務大臣に対し認可申請
4月18日	佐藤金融庁長官及び増田総務大臣は㈱ゆうちょ銀行の住宅ローン等の代理業務等に関する新規業務と郵便保険会社の入院特約の見直し等に関する新規業務を認可
4月25日	日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社は日本通運株式会社との宅配便事業統合の基本的事項について合意
5月30日	日本郵政グループは平成19年度決算を公表
6月2日	郵便事業株式会社と日本通運株式会社との宅配便事業統合のためのJPEクスプレス株式会社設立
6月18日	郵政民営化委員会は郵便事業株式会社の「国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせ、荷主に対して行う国際物流業務」に関する新規業務を認める意見を提出
6月20日	衆議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を継続審査議決、第169回国会閉会
6月30日	増田総務大臣は郵便事業株式会社の「国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせ、荷主に対して行う国際物流業務」に関する新規業務を認可
〃	増田総務大臣は郵便事業株式会社の平成20事業年度事業計画の変更認可
〃	郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会は報告書を了承
7月1日	郵便事業株式会社は山九株式会社と共同出資会社JPSankyuglobalロジスティクス株式会社を設立
7月4日	総務省は郵政行政局を情報流通行政局郵政行政部に改組
7月26日	郵便局株式会社は郵便局を活用して、事業者の契約に係る収納代行を行う業務の開始を総務大臣に届出
8月18日	日本郵政株式会社は「郵便局等の顧客満足度調査」の結果を公表
9月16日	郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会第1回開催

9月24日	福田内閣総辞職、麻生（太郎）内閣発足（第170回国会）
9月30日	日本郵政株式会社はワタベウェディング株式会社とメルパルクの運営について定期建物賃貸借契約締結
"	鳩山邦夫総務大臣は日本郵政株式会社の平成20事業年度事業計画を変更認可
11月28日	日本郵政グループは平成20年度中間決算を公表
12月 1日	鳩山総務大臣は郵便事業株式会社に対し心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する報告徴求
12月 9日	衆議院総務委員会において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を否決（第170回国会）
12月11日	衆議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を否決
12月15日	鳩山総務大臣は郵便事業株式会社に対しねんきん特別便等の郵便物残留事故等一連の郵便物の配達遅延に対する監督命令発出
12月24日	郵便事業株式会社は鳩山総務大臣に対し心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用に関して報告
12月26日	鳩山総務大臣は郵便事業株式会社に対し心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用に係る監督命令発出
"	日本郵政株式会社とオリックス不動産株式会社はかんぼの宿等の譲渡契約締結
平成21年	
1月 5日	(株)ゆうちょ銀行は全国銀行データ通信システムとの接続開始
1月23日	郵便事業株式会社と日本通運株式会社との宅配便事業統合について統合プロセスの一部変更を公表
2月 1日	郵便物等の運送事業者15社の1社化統合完了
2月16日	日本郵政株式会社は不動産売却等に関する第三者検討委員会を設置
"	日本郵政株式会社とオリックス不動産株式会社はかんぼの宿等の譲渡契約解除
2月27日	郵便局株式会社は平成21事業年度事業計画を総務大臣に届出
3月13日	郵政民営化委員会は郵政民営化の進捗状況についての総合的見直しの意見を麻生郵政民営化推進本部長へ提出
3月16日	鳩山総務大臣は郵便事業株式会社に対し運送委託事業者に係る残留事故の再発に伴う監督命令発出
3月19日	麻生郵政民営化推進本部長は郵政民営化委員会の意見を国会へ報告
"	(株)かんぼ生命保険は第三分野商品（がん保険）の限度額規制に関する政令改正を要望
3月27日	郵便局株式会社は軽四輪車を用いた集荷についての新規業務を総務大臣に届出
3月31日	鳩山総務大臣は日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成21事業年度事業計画を認可
4月 3日	鳩山総務大臣は日本郵政株式会社に対しかんぼの宿等の一括譲渡問題に関し監督命令発出
4月13日	(株)かんぼ生命保険は公社時代の簡易生命保険の保険金不払い等を公表
4月22日	郵政民営化委員会において田中委員長再任
5月22日	日本郵政グループは平成20年度決算を公表
6月 5日	日本郵政株式会社は第2回「日本郵政グループ顧客満足度調査」の結果を公表
6月12日	鳩山総務大臣辞任、後任は佐藤勉内閣府特命担当大臣が兼務
6月23日	郵便局株式会社は郵便事業株式会社集配センター及び郵便集配所における作業状況等の確認事務についての新規業務を総務大臣に届出
6月24日	日本郵政株式会社はかんぼの宿等の一括譲渡問題に関する監督命令により講じた措置を佐藤総務大臣に対し報告
"	日本郵政株式会社は平成21事業年度事業計画の変更を認可申請
7月 8日	佐藤総務大臣は条件を付した上で日本郵政株式会社の平成21事業年度事業計画の変更認可
8月30日	第45回衆議院議員総選挙執行
9月 9日	民主党、社会民主党及び国民新党は連立政権樹立に当たっての政策合意
9月11日	郵便局チャネルの強化に関する検討委員会は報告書を提出
9月16日	第172回国会が召集され、衆参両院において鳩山由紀夫民主党代表を内閣総理大臣に指名
"	麻生内閣総辞職、鳩山内閣発足。亀井静香国民新党代表が郵政改革担当大臣として入閣
10月20日	「郵政改革の基本方針」を閣議決定
10月27日	内閣官房に郵政改革推進室設置
10月28日	西川日本郵政株式会社社長辞任、後任として齋藤次郎・前東京金融取引所社長が就任
"	第1回郵政改革関係政策会議開催
10月30日	政府は「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を衆議院に提出（第173回国会）
12月 1日	郵便局株式会社会長に古川治次・前(株)ゆうちょ銀行会長が就任、(株)ゆうちょ銀行会長に川茂夫・前郵便局株式会社会長が就任
12月 4日	参議院本会議において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を可決・成立
"	原口一博総務大臣は郵便局株式会社に対し貯金等の横領事件に関し監督命令発出
"	三國谷勝範金融庁長官は(株)ゆうちょ銀行及び郵便局株式会社に対し内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令発出
"	三國谷金融庁長官は(株)かんぼ生命保険及び郵便局株式会社に対し内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令発出
12月24日	郵便事業株式会社と日本通運株式会社は宅配便事業の統合取りやめを公表
平成22年	
1月 6日	郵便局株式会社は業務改善計画を総務省及び関東財務局に提出

	〃 (株)ゆうちょ銀行は業務改善計画を金融庁に提出
	〃 (株)かんぽ生命保険は業務改善計画を金融庁に提出
1月12日	総務省内に設置された日本郵政ガバナンス検証委員会(郷原信郎委員長)第1回会合
2月 8日	郵政改革関係政策会議において大塚耕平内閣府副大臣が「郵政改革素案」を提示
2月26日	郵便局株式会社は平成22事業年度事業計画を総務大臣に届出
〃	原口総務大臣は郵便事業株式会社の平成21事業年度事業計画の変更認可
3月17日	会計検査院は「簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について」を参議院に報告
3月24日	亀井大臣、原口総務大臣が「郵政改革に関連する諸事項等について(談話)」を公表
3月30日	閣僚懇談会後、鳩山内閣総理大臣は郵便貯金の預入限度額の2,000万円への引上げ、簡易生命保険の加入限度額の2,500万円への引上げの方針を決定
3月31日	原口総務大臣は日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成22事業年度事業計画を認可
〃	原口総務大臣は郵便事業株式会社から申請のあった第2期社会貢献業務計画及び郵便局株式会社から申請のあった第2期地域貢献業務計画を認可
4月 1日	郵便事業株式会社は(株)ANA&J Pエクスプレスの保有株式全部を全日本空輸株式会社に譲渡
4月20日	亀井大臣、原口総務大臣が「郵政改革に関連する法案骨子について(談話)」を公表
〃	原口総務大臣が「郵政改革について」を公表
4月30日	政府は郵政改革法案を始めとする郵政改革関連3法案を閣議決定し、衆議院に提出
5月 7日	日本郵政株式会社は「非正規社員の正規社員への採用の推進について」を公表
〃	日本郵政株式会社は「いわゆる「ファミリー企業」と報じられている法人への対応について」を公表
5月14日	日本郵政グループは平成21年度決算を公表
5月17日	日本郵政ガバナンス検証委員会第3回会合において日本郵政ガバナンス問題調査専門委員会が報告書を提出
5月28日	鳩山内閣総理大臣は福島みずほ内閣府特命担当大臣を罷免
5月30日	社会民主党は連立政権離脱を確認
5月31日	衆議院本会議において郵政改革関連3法案を可決、参議院へ送付
6月 4日	鳩山内閣総辞職
〃	衆参両院において菅直人民主党代表を内閣総理大臣に指名(第174回国会)
〃	民主党と国民新党は新しい連立政権を樹立することで合意
6月 8日	菅内閣発足
6月11日	郵政改革関連3法案の扱いに関し亀井大臣辞任、後任に自見庄三郎参議院議員(国民新党幹事長)が就任
〃	菅民主党代表と亀井国民新党代表は郵政改革法案の速やかな成立について確認
6月16日	第174回国会閉会、郵政改革関連3法案は廃案へ
7月 1日	郵便事業株式会社はJ Pエクスプレス株式会社のペリカン便を事業承継
〃	株式会社エアージャパンは株式会社ANA&J Pエクスプレスを吸収合併
7月 3日	ゆうパックの送達遅れ発覚
7月 6日	原口総務大臣は鍋倉真一郵便事業株式会社社長に対し、ゆうパックの送達遅れに関し報告徴求
7月11日	第22回参議院議員通常選挙執行
7月12日	(株)ゆうちょ銀行においてシステムトラブル発生
7月15日	参議院において民主党と国民新党は統一会派を解消
7月23日	(株)かんぽ生命保険は公社時代の簡易生命保険の保険金等の支払点検に係る調査結果等を公表
7月30日	郵便事業株式会社はJ Pエクスプレス社統合に伴うゆうパックの送達遅れに関する報告書を総務大臣に提出
8月10日	原口総務大臣は郵便事業株式会社に対しJ Pエクスプレス社統合に伴う遅配事故に係る再発防止策等の実施状況に関し監督命令発出
8月31日	J Pエクスプレス株式会社解散
9月 7日	総務省は「金融2社の委託がなくなった状態の郵便事業の収支(試算)」を公表
9月17日	菅内閣第1次改造内閣発足。自見大臣留任、片山善博慶應義塾大学教授が総務大臣として入閣
10月13日	政府は郵政改革法案を始めとする郵政改革関連3法案を衆議院に提出(第176回国会)
11月10日	日本郵政株式会社は非正規社員から正社員への登用にかかる最終合格者数を公表
11月12日	日本郵政グループは平成22年度中間決算を公表
11月15日	片山総務大臣は郵便事業株式会社に対し平成22年度中間決算に関し報告徴求
11月19日	みんなの党は「郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案」を参議院に提出
〃	郵便事業株式会社は年末繁忙期に係る宅配遅延再発防止策等の実施状況等に関する報告書を総務大臣に提出
11月22日	日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社は中国郵政集团公司と国際事業拡大に向けた提携合意
12月 3日	衆議院本会議において郵政改革関連3法案を継続審査議決、参議院本会議において「郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案」を継続審査議決、第176回国会閉会
12月16日	日本郵政株式会社は第3回「日本郵政グループ顧客満足度調査」の結果を公表
平成23年	
1月11日	郵便事業株式会社は平成24年度新卒者の全職種の採用中止を決定
1月28日	郵便事業株式会社は年末繁忙期に係る宅配遅延再発防止策等の実施状況等に関する報告書を総務大臣に提出
〃	郵便事業株式会社は平成22年度中間決算に関する報告書を総務大臣に提出
2月28日	郵便局株式会社は平成23事業年度事業計画を総務大臣に届出
3月11日	東日本大震災により東北地方を中心に多くの郵便局施設に被害
3月31日	郵便事業株式会社はJ Pエクスプレス社統合に伴う遅配事故に係る再発防止策等の実施状況に関する報告書

	を総務大臣に提出
"	片山総務大臣は郵便事業株式会社の平成22事業年度事業計画の変更認可
"	片山総務大臣は日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成23事業年度事業計画を認可
"	片山総務大臣は日本郵政株式会社の業務（郵政大学校設置による研修業務実施）を認可
4月 1日	郵便事業株式会社は郵便再生本部を設置
4月12日	衆議院本会議において郵政改革に関連する諸法案を審査するため郵政改革に関する特別委員会を設置
5月26日	日本郵政グループは平成22年度決算を公表
"	片山総務大臣は郵便事業株式会社の平成23事業年度事業計画の変更認可
8月26日	国土交通省は平成19年度日本郵政公社閉鎖決算に係るかんぽの宿等の不動産の鑑定評価に関し不動産鑑定士等への行政処分を公表
8月29日	片山総務大臣は日本郵政株式会社に対し不動産鑑定の委託等に係る社内ルールの改善に関する報告徴求
8月30日	菅内閣総辞職
"	衆参両院において野田佳彦民主党代表を内閣総理大臣に指名（第177回国会）
"	民主党と国民新党は連立政権を継続することで合意
8月31日	衆議院本会議において郵政改革関連3法案を継続審査議決、参議院本会議において「郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案」を継続審査議決、第177回国会閉会
9月 2日	野田内閣発足。自見大臣留任、川端達夫衆議院議員が総務大臣として入閣
9月30日	衆議院本会議において郵政改革関連3法案を継続審査議決、参議院本会議において「郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案」を継続審査議決、第178回国会閉会
"	日本郵政株式会社は不動産鑑定の委託等に係る社内ルールの改善に関する報告徴求に係る報告書を総務大臣に提出
10月20日	第179回国会開会、衆議院本会議において郵政改革に関する諸問題を調査するため郵政改革に関する特別委員会を設置（設置目的変更）
10月27日	(株)ゆうちょ銀行は全国銀行協会に特例会員として加盟
11月 8日	郵便事業株式会社とeBayジャパン株式会社は国際Eコマース市場拡大への相互協力合意
11月14日	日本郵政グループは平成23年度中間決算を公表
12月 9日	衆議院本会議において郵政改革関連3法案を継続審査議決、参議院本会議において「郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案」を継続審査議決、第179回国会閉会
平成24年	
2月29日	郵便局株式会社は平成24事業年度事業計画を総務大臣に届出
3月 7日	郵政民営化委員会は郵政民営化の進捗状況についての総合的見直しの意見を野田郵政民営化推進本部長へ提出
3月21日	日本郵政株式会社は第4回「日本郵政グループ顧客満足度調査」の結果を公表
3月23日	野田郵政民営化推進本部長は郵政民営化委員会の意見を国会へ報告
3月30日	政府は郵政改革関連3法案の撤回を閣議決定し、衆議院本会議においてこれを承諾
"	民主党・自由民主党・公明党は「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」を衆議院に提出
"	川端総務大臣は日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成24事業年度事業計画を認可
4月 6日	野田民主党代表と自見庄三郎国民新党代表は連立政権を継続することを確認
4月11日	衆議院郵政改革に関する特別委員会において「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」を可決
4月12日	衆議院本会議において「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」を可決
4月26日	参議院総務委員会において「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」を可決
4月27日	参議院本会議において「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」を可決（賛成216－反対17）・成立
5月 8日	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律を公布
"	自見大臣の担当を郵政改革担当から郵政民営化担当へ変更発令
"	内閣官房の郵政改革推進室を郵政民営化推進室に改組
"	郵政民営化委員会の新委員に西室泰三・株式会社東芝相談役等5人任命
"	衆議院本会議において郵政改革に関する特別委員会を廃止
5月 9日	郵政民営化委員会において西室泰三委員長互選
5月15日	日本郵政グループは平成23年度決算を公表
5月31日	旧東京中央郵便局敷地にJPTタワー竣工
6月 4日	野田内閣第2次改造内閣発足。郵政民営化担当大臣に松下忠洋衆議院議員（国民新党副代表）就任
7月25日	政府は郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を平成24年10月1日とする政令を制定

(出所) 各種資料より作成